

厚生文教委員会会議録

平成19年4月11日(水)

(開 会) 10:11

(閉 会) 19:55

○ 委員長

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。「議案第1号 飯塚市筑穂ふるさとセンター条例を廃止する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。生涯学習課長。

○ 生涯学習課長

議案1号 飯塚市筑穂ふるさとセンター条例を廃止する条例につきまして補足説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。恐れ入りますが、お手元に配付させていただいております資料1ページ及び3ページにつきましてもお願いいたします。

筑穂ふるさとセンターにつきましては、所在地は、飯塚市内野3541の1、建設年につきましては、昭和55年4月で、農村地域定住促進対策事業により地域住民の生活の社会的、経済的及び文化的改善向上のために設置されたものでございます。建物の面積は336.54平米でございます。また、昭和55年の建設後から地元内野地区でふるさとセンター運営協議会を設置し、旧筑穂町との間で管理運営契約を結びまして、当施設の自主管理をしていただいております。その間、地域の中央公民館的な存在として活発な施設の利用がなされてきたところでございます。

しかしながら、内野地区のそれぞれの地域に自治公民館が相次いで建設され、それに伴い、当該施設から遠方に位置する自治会の利用が少なくなったことや高齢化とともに、利用がさらに減ったことなど、全体的に見ましても利用件数が大幅に減少している状況でございます。

そのため、平成18年3月には、地元での管理運営を維持していくことは困難との理由により、地元内野区長代表及びふるさとセンター運営委員長から管理運営契約の解除の申し出がありましたので、その後は飯塚市筑穂公民館が管理運営を行っているところでございます。

また、同時期に、集会施設を持たない地元町内会より、施設の土地につきまして公民館としての活用を図りたいというような申し出もありましたので、また、さらに市側といたしましても、今後施設の老朽化等が進むことにより、維持管理費等が増大することも予想され、さらに施設の利用につきまして大幅な増加も見込めないことなどから、このたびふるさとセンターを廃止し、地域にあっては自治公民館活動の推進が図られるという観点などから今回ふるさとセンターを廃止する条例を上程させていただくものでございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

日本共産党の楡井です。どうぞよろしくお願いたします。

まず、ちょっとだけお聞きしておきます。設置目的が述べられましたけども、この設置目的について、この間、どのような役割を果たしてきたというふうにご考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○ 生涯学習課長

これまでふるさとセンターの利用目的につきましては、地域、地元内野地区5自治会でございますけど、そこでのコミュニティーセンター的施設としてさまざまな研修や会合、そういったものに地元の子供会活動、婦人会、高齢者、さまざまな活動研修会場として利用されてきております。

○ 楡井委員

5つの地域といいますか、部落といいますか、そういうところが共同で利用してきたと、それから、先ほどの説明の中にも、各それぞれのところに、公民館的な会館ができた。したがって、こういう集団での取り組みといいますか、広い範囲の利用は少なくなったということから、今回廃止に至ったというような説明だったと思います。

今後、こういうような内住地区になると思うんですけども、内住地区全体で地域の取り組みとか、そういう催しを開くときに、こういう施設がなくなっても大丈夫なんですか。

○ 生涯学習課長

現在のところ13地区ございますけれども、そのうち12地区におきまして、全部それぞれ公民館が設置されております。1地区だけが設置されていないということで、さまざまな会合等につきましては、それぞれの地域で行っていただけるかと考えております。

○ 楡井委員

再度お聞きしますが、そういう13地区ですか、そういう状況で、それぞれが公民館的な集会所を持っているということに説明がありますね。私が聞いたのは、そういう各13の地域の人たちが1カ所にまとまって、このふるさとセンターを活用してきたわけですね。今後そういうこの13の地域の人たちが1カ所に集まって行事を行うというような計画の場合はどうするのかという質問なんです。

○ 生涯学習課長

本施設につきましては、先ほど補足説明の中で申し上げましたように、12地区公民館が、もう既にできております。その中で1地区だけできていないところがございます。その地域から今後その公民館を、現在のふるさとセンターを、地域の公民館的なものとして活用させていただけないかというような要望も出ております。私どもといたしましても、今後地元で協議しながら、その対応について検討していきたいと思っております。

もしそれが公民館として活用することができるとするならば、その現在のふるさとセンターをその公民館は地域が管理して、これまでの全体的な場所として活用することも可能かと思っております。

○ 楡井委員

最後の質問にしますけど、この地域の人たちで管理が難しくなったということで返上があったわけですよね。そのあと1個だけ、この地域の集会的なものを持たない地域が、これを譲り受けるということになったんじゃないかというふうに思うわけですけども、そういう状況になった場合、老朽化が激しいとか、修繕がたくさんお金がかかるというようなことで、これを受け取る下揚地区っていうんですか、この公民館として運用していくことになります。そうすると、そこの公民館の今から先の費用は、1つの地区の公民館で負担せないかんという状況になった場合、あとの12の地区の人たちが、これを使おうと、活用しようとするときに、この下揚地区の人たちの不満といいますか、ここはおれの分だぞと、ほかのところには、簡単には貸さないよというようなことが生まれてくることはありませんか。そういうことまで含めて、ちゃんと打ち合わせが、といいますか、了解ができていなかっただけ確認しておきます。

○ 生涯学習課長

ただいまの質問の件でございますけど、これにつきましては、5自治会の中で既に了解が取れているというふうに聞いております。

○ 楡井委員

聞いておりますということだけでは、ちょっといかんと思うんですよね。それは、次の課長さんのとき確かめたら聞いてなかったというようなことにもなりかねない。そういう取り決めの文書、そういうのは交わしてあるんですかね。それとも、何らかの方法で、そういう確約といいますか、きちんとできているのかどうか。

○ 生涯学習課長

ただいま聞いておりますと、申し上げましたのは、一応要望書としては、その中に、それぞれの地域の5自治会の確認も得ております。

○ 田中廣文委員

今のふるさとセンターの条例を廃止する、このことは市としての、言うなら管理をしないということにつながるわけですね。この下揚の自治会に任せると、何で今、この条例を廃止せないかんのか、その辺をお聞かせ願いたい。

○ 生涯学習部長

この条例の廃止についてでございますけれども、経過につきましては、るる所管の課長が、生涯学習課長が説明したかと思えます。このたび18年3月24日をもって、本来なら地元がこれ旧町と、要するに契約いたしまして、地元で管理をいたしておりました。その中で使用料等々を取って一応管理をしていたわけでございますけれども、御承知のように、うちの地区というのは、非常に過疎化が進んでおまして、それぞれ遠方から、このふるさとセンターを利用するのに、高齢者の方が集まるのに非常に不便であるというような状況の中で、先ほど経過を申し上げましたように、それぞれの5自治会でございますけれども、13町内会でございます。そのうち12町内会にそれぞれ類似公民館を設置いたしまして利用してきたという経過がございます。

そういう中で、先ほど言います下揚地区の自治体のみ、この公民館がございませんでしたので、ぜひその分につきましては、市から、要するに譲り受けて管理をしていきたいというような申し出がございましたので、行政財産では処分できませんので、今回普通財産に落としましてこの条例の廃止手続をさせていただくというような経過をたどっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○ 田中廣文委員

先ほどの説明では、このことは何て言うた、利用が少なくなったので、町の公民館にあわせてやるようになったというような説明があったですよ。ね、町の公民館が面倒見るようになったと、そういうふうに私聞いたが違いますか。

○ 生涯学習部長

今田中委員さんがおっしゃるとおり、町の公民館ということじゃなくて、地域での中央公民館的な使用をさせていただいておるといふふうな、たしか回答したかと思えますので、ちょっと私の認識の違いでございましたら申しわけございません。

○ 田中廣文委員

私はそういうふうにとりましたので、質問しておるわけでございますが、やはり、今まで長きにわたり、この地域の集会の場として利用されてきた。これが利用が少なくなった、利用が少なくなったので下揚地区、じゃあ、下揚地区だけでこのかなりの老朽化もしていくわけでございますが、これを運営できるという、その基準はどの辺にあるんですか。

○ 生涯学習部長

この施設の運営に当たりましては、地元下揚地区と一応話しをいたしまして、その中の小深田太郎丸地区というのが実質的には町内会がございまして、そこで、組費等を徴収いたしまして、年間計画を立てられまして、これでいきたいというふうな要望書と同時に、そういう計画書が提出されましたものですから、一応そこらあたりを確認いたしまして、私どもとしては今回の提案となっております。

○ 田中廣文委員

その計画書は提出できますか。

○ 生涯学習部長

金額の計算の基礎でございましょうか、ございます。提出させていただきます。

○ 田中廣文委員

この今までの費用と今後の比較になるようなあれがありますか。今までの言うなら費用がかかってきたわけでしょ、そのものと、今後、下揚地区が管理をするための比較になるものありますか。

○ 生涯学習部長

今お尋ねの件につきましても資料は手元にはございませんので、後ほど提出をさせていただきますと思います。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 10 : 25

再 開 10 : 34

委員会を再開いたします。

○ 田中廣文委員

私ども、今まで公民館の管理費で1月に2,400円も出すような町内は聞いたこともありません。この管理費だけです、それが、本当に約束されておるのなら、もう私は質問することはいいです。しかし、このことが、最終的には管理ができないということにならないように、条例を改廃することが、いかに難しいかということも、これ出てきておるわけです。これも、次に2号、3号もありますけれども、この穂波地区の古い建物になるわけですが、その辺の中でも将来的にこういう問題出てくると思います。その辺を、特に、このふるさとセンターは、地域公民館に似かよらないような、大きな建物だろうと思います。そういうものが、そういうふうには管理ができるとするならば、それはもう結構でございますけども、譲渡にしては無償ということですから、それはいいとして、私はその部分を、今後いろいろ見据えていきたいというふうに思います。

○ 委員長

田中委員、資料はあしたでいいんですね。

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

申しわけございませんが、今お話しのあった資料について提出をいただきたいというのが1点、それと、これは廃止にするわけですが、そして、地元に管理をお願いすると言われました。で、今譲渡というお話しが委員の方から出ました。それに対するコスト、建設費等々はかかっております。本当に無償譲渡するのかどうか、あわせてお答えください。

それと、これ地域のコミュニティーセンターとして利用していたということは、エリアの外からの方々の利用もあっていただかと思うんです。それが利用できる形であったと思うんですね、公の施設としてやっていた以上は。これが地域の自治区の建物というふうな形になった場合に、その利用できる形が残されるのかどうか、また、ほかの自治区、先ほど13自治会があるんですけども、そのうちの12は、もう公民館持っているという話がありましたですね。そこの方々は、多分自前である意味補助金も出ているかもしれませんが、負担をして公民館を建てられたかと思うんですね。それとの均衡を考えると、本当に無償でいいのかどうか、また、飯塚市も財政が豊かなわけでありませぬ、その財産を処分する際に、無償でいいのかどうか、それもありますので、その点もあわせてお答えいただきたい。

それと、先ほど言ったエリア外の利用の件ですね、エリア外から利用する場合に、自治会の今後の利用方法並びに料金等について、何らかの取り決め等があるのかどうか、あわせて、その点からお聞かせください。

○ 生涯学習課長

今、江口委員さんから言われました譲渡に対して無償でいいのかということに関しましては、今後関係課等と協議してまいりたいと考えております。

私ども、その無償というか底地につきましては、底地、それから建物がございますので、建物につきましては、無償譲渡の方向で検討していきたいと考えております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:38

再開 10:40

委員会を再開します。

執行部にお尋ねしますが、ただいま江口委員から要求のあつています資料は提出できますか。

○ 生涯学習課長

資料につきましては、提出させていただきます。

○ 委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員からの要求のありました資料については、要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 10:41

再開 10:50

委員会を再開いたします。

資料が準備されていますので事務局に配付させます。

○ 江口委員

資料の提出ありがとうございます。この提案を受け、無償譲渡するという方向で行っているという理解でよろしいですか。また、あわせて、それについては、市内部での合意はおおよそとれていると理解してよろしいでしょうか。

○ 生涯学習課長

今委員さんおっしゃるような方向で、所管課といたしては考えております。その方向で進めたいと考えています。

内部につきましては、まだ今回私どもが廃止するというような上程提案をした段階でございますので、今後、関係課と打ち合わせさせていただきたいとも考えております。

○ 江口委員

先方に見ても、こちらの理由の中に書いてあるように、公民館を設立するには、運営資金及び建設費用の捻出などの面で、厳しい財政事情があるためとあるわけです。そして、こちらの方は無償譲渡をしていただきたくあるわけですね。ある意味、先方の運営の中では、無償譲渡が前提としてなっているんじゃないでしょうか。これが無償ではなく、例えば、有償であるならば、じゃあここで運営はできないよってということもあり得るんだと思うんですね。それもあわせた上の検討であると思うんですが、どうでしょう。

○ 生涯学習部長

建物につきましては、一応この陳情書の中には、土地建物すべてにわたりまして無償譲渡を受けたくと陳情されておりますけれども、建物につきましては、無償の方向で考えていきたいと、それから、土地につきましては、一応これは無償譲渡という修理でございますので無償譲渡というような考え方には立てないかと思っております。

○ 江口委員

おおよその形はわかりました。ぜひその点について、きちんとした議論を、これから後、していただきたいと思えます。あわせて、公共施設をこのように利用が減ってきたから廃止をして、また処分をする、その検討するガイドライン等について現状あるのかどうか、お聞かせく

ださい。

○ 生涯学習部長

今後、公共施設のあり方というような中で、この全体的なものにつきましては考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 江口委員

今、今後考えさせていただきたいというお話しがありました。ということは、今はないってということだと思ひております。ぜひ、市側にお願ひしたい部分は、それをちゃんと全庁的に考えていただきたいと思ひております。どっちにしても厳しい財政運営の中で、同じような案件も出てくるかと思ひます。また、それが顕在化していない例があるかと思ひております。そのことを考えると、すべての公共施設について、きちんと洗い直す必要があると思ひます。ぜひその部分のガイドライン等を検討していただきたいと思ひんですが、教育部長、そこはどうでしょうか。

○ 教育部長

行政財産につきましては、市の内部でもかなり検討せないかんと思ひます。先ほど生涯学習部長が言いましたように、公の施設のあり方、検討委員会、こういうものにもかけないかんし、行政財産というのは、もともと行政目的があつて設置されているものでございますので、行政目的がなくなったということなら、これは当然廃止という方向になるわけでございますので、ただ、今質問者が言われますように、じゃあ、どこで公の施設が、その行政目的を果たさなくなったのかということについては、まだそこらあたりはガイドラインといひますか、そういうものについては、できておりませんので、これについては、今廃止条例がかなり出てきておりますので、これは早急に検討しなくてはならないのではないかとこのように考えておりますので、御了解をお願ひいたします。

○ 江口委員

市全体としての早急な検討をお願ひいたします。

もう1点ございます。先ほどもちょっとざつと質問してしまつたので、もう一遍やり直しをさせていただきます。外部からの利用、エリアの中の利用以外の方々からの利用も、前はほんの少しかもしれませんが、あつていたと思ひております。また、その利用についてきちんと利用できるよつてというのが確保されていたんだと思ひんですが、これから以降、条例を廃止して、この方向で、今検討している方向で地元自治会において管理運営をされたときに、していただくときに、そういった部分も確保できるという了解ないし、合意はとれていひますか。

○ 生涯学習課長

ただいま利用状況、利用に関してでございますけれども、これは昭和55年開設当初に当たりましては、大体年間500数件ございました。このときには、市外の方、市外といひますか、町外の方の利用もあつているようでございます。最近、平成18年度につきましては、年間31件の利用となっております。この時点で、既に、先ほど来から申し上げておりますように、地域の公民館がそれぞれにあるということ、また、この中で外部の利用がほとんどあつてないというような状況でございます。これは申し込みはないということに入れていないということじゃなくして、外部の申し出があつてないということでございます。

今後、もしそういうふうな地元自治会の公民館の運営となつた場合に、その利用規定につきましては、外部の方も入れて、使えるような利用料金設定をされるかと思ひております。そうすることによりまして、管理費も軽減されるのではないかと考えております。

○ 江口委員

その点について、これから先、先方の、多分このまま交渉をされるんだと思ひます。その点について、担当としてきちんと合意をいただく考えはありますか。

○ 生涯学習課長

地元との今後そういうことにつきましては、十分検討していきたいと考えております。

○ 江口委員

その際に、今の方々が利用する条件があると思うんですね。これぐらいの利用料金が必要であるとかあると思うんですよ、いろいろな公民館を借りるときに、利用料金があるのと同様に、このふるさとセンターにも、同じように料金があるんだと思うんですね。それと、おおよそそんなに高くない程度で、ぜひお願いしていただきたいと思うんですが、それについてはどうでしょう。

○ 生涯学習課長

そういったことにつきましても、これは大幅にそういうことは、外部の方が来られると高くなるというようなことになりますと、また利用も難しくなるということもございますので、そういうことも含めまして、地元と協議しながら外部の方の利用もできるような料金設定ということも踏まえまして、協議を進めさせていただきたいと考えております。

○ 江口委員

その点につきましても、ぜひこれから後の流れも含めまして報告等をいただきたいと思うわけですが、これから後、先ほどちらっと無償譲渡等になると議決が必要になるかといったようなお話しもあったかと思うんですが、これから後のスケジュール、流れについてお聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

今回、廃止条例を提案させていただきまして、それに伴いまして、行政財産を普通財産に移管させまして、落として、その後に先ほど委員さんの質問もございましたような譲渡とか貸与、そういったことも含めまして、今後進めていきたいと考えております。

○ 江口委員

済みません、条例が何とか無事可決するとしますですよ、それから先に、行政財産としては、もう要らないという形になったと、これを、要望書を出された団体さんと優先交渉という話しになると理解していいんですか。その後に、合意ができたなら、例えば、こういった形で合意ができるので、その後は、議決が必要だったら、こうやって議決にかかるので、委員会の方には、私たちの方にはこうやって報告があるよ、もしくは、議決とかも必要ないので、何かの際に報告をさせていただきますとか、そういった流れについてお聞かせください。

それとも、条例廃止をして、これを競売に、公売にかけるとかいうお考えがあるのかどうか。

○ 生涯学習課長

どうも済みません。今廃止の方、私ども上程上げておりますので、そこまでしか言いませんでしたけど、その後につきましては、今委員さんがおっしゃいますように、地元とそういうふうな要望書も出ておりますので、そのことにつきまして十分話し合いをし、その後につきましては、再度譲渡等につきましてはの議会の議決を得るように考えております。

○ 江口委員

どちらにしても議決が必要なのはこういったケースの場合ですか。無償であっても有償であっても議決は必要になるのかどうか、その議会の報告の部分もあわせて、ちょっと詳しく教えていただけますか。

質問を変えます。どのような形にしる、決定の前に委員会の方に一たん報告なり何なりというふうな形で経過を決定して、もう決めました、これから戻れませんという前に相談をしていただきたいと思うわけですが、それはできますか。例えば、無償譲渡であったら、議決が必要なのであれば、その際には議決という形で上がってきますし、そうではないならそうではないなりに、このような形でやろうと思っております、この形でよろしいでしょうかという御相談を議会の方にさせていただきたいと思うのですが、それはできますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:08

委員会を再開いたします

○ 生涯学習課長

最終的な結論を出す前に、本委員会に対しまして経過報告させていただきたいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第1号 飯塚市筑穂ふるさとセンター条例を廃止する条例」について承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第2号 飯塚市平恒本町集会所条例を廃止する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 社会・障がい者福祉課長

議案第2号 飯塚市平恒本町集会所条例を廃止する条例を廃止する条例につきまして補足説明をいたします。

議案書の3ページ及び議案説明の資料をお願いいたします。

飯塚市平恒本町集会所につきましては、地域の産業の促進策の一環ということで、昭和60年度に建築されております。昭和61年の1月に工業再配置促進対策事業ということでございます。所在地につきましては、飯塚市平恒278番7ということでございます。現在に至っております。面積につきましては162.29平米でございます。

この館、公の施設ということで、事実上の管理につきましては、地元の平恒本町自治会が自主管理を行っておりまして、利用につきましても、主として地元の住民に限られております。今回、施設の利用のあり方につきまして、地元自治会に施設の有効活用を図ろうということでございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

2つだけちょっとお尋ねいたします。1つは、この住民の意思、これがどうなっているのかということと、説明会などは行われたのでしょうか、そこで出てきた意見や要望などもあったら聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、これを廃止することによって、市の負担の軽減ということにもなるのだろうと思うのですが、その市の負担の軽減がどのくらいのものになるのか、当然、その負担は地元の負担ということになるわけで、1号議案では2,400円の増という形になっていましたけど、この平恒本町の公民館では、それがどうなるのか、利用状況その他がわかれば教えていただきたい。

○ 社会・障がい者福祉課長

御説明いたします。この施設につきましては、昭和60年の建設当初より地元平恒本町の方

と管理運営の契約等を結びまして、地元町内会に、要するに全責任を地元を持ってもらうと、あるいはまた無償といった、そういった契約等を結びまして使用させてきたという経緯がございます。

また、市の負担でございますけれども、今述べましたように、地元自治会の地域の集会所ということで、地域の住民の福祉と供用の向上を図るといような、そういった利用ということでございますので、市の負担につきましてはないと、ただ、火災保険につきましてはありましたけれども、経費の全部については、地元負担ということでお願いしてきた経緯がございます。

また、利用状況でございますけれども、サークル活動といったことでカラオケ教室とか、あるいはまた英会話教室、あるいはまた地元自治会の総会といったものに使われておるような状況でございます。

○ 楡井委員

そうすると、もう事実上、地域の公民館的な役割を果たしてきているので、とりたてて説明はしなかったということのようではありますが、今後、公の施設であれば、どなたにも開放されるということにはなると思っています。今度は町内会の管理、事実上そこが所有ということになれば、この本町の町内会の意向で貸したり、貸さなかったりと、利用したりできなかったりということになると思うので、その点については、そういうことが私としては予測されるんですけども、そういうことはいかがでしょうかね。

○ 社会・障がい者福祉課長

御説明いたします。地元自治会の方には、自主的に管理をお願いをしておりますし、この館は営利を目的をしないといった、そういったものでの取り扱いも十分お願いはしております。外部からといったことも考えられないことはないと思っておりますけれども、従来、非常に狭い地域でもございますし、主として、地元の方で使われてきたといった経緯がございますので、市の方も、今後そういった中も含めまして、地元の方とも協議を進めていきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

それでは、外部の人の利用にも十分道を開くような方向を確認をしておいていただきたいというふうに思います。

○ 委員長

要望についてはいいですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

ただいまの御指摘につきましては、地元と協議する中では、今後そういったことについても地元の方に十分話しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 委員長

ほか質疑はありませんか。

○ 田中廣文委員

この先ほどの1号は農村と、これは工業再配置促進対策事業というふうになっていますね。これはどういう趣旨のものか、それと、もう1つは、こういうお金を使った建物について、条例を今までこういうふうな決まりでやってきたわけでございますけれども、このことが、条例を廃止できるのかどうか、その辺お聞かせ願います。

○ 社会・障がい者福祉課長

この工業再配置の促進の補助事業につきましては、昭和60年に地域の産業振興の促進の一環ということで、補助という形で出されております。条例の廃止にどういった形で影響するかということでございますけれども、一応行政財産でございますけれども、今後普通財産に落とすという形で、条例を廃止する中で、そういったことで検討したいと思っておりますし、一定の役割

というのは、先ほども申しましたように、地元の方で自主管理をお願いして、地元の方で利用されてきておるといふ形でございますので、補助金の名称は工業再配置促進という形でございますけれども、地域の産業振興の促進の一環という形で、幅広く考えているような次第でございますので、その目的という形では、利用されてきておるといふ具合に理解しております。

○ 田中廣文委員

それはあなたの方の理解は、それでいいかもしれませんね。しかし、この工業再配置がどういふものであるかということが、1つのネックになるんじゃないかというふうに思うわけですよ。その辺が、今後検討の課題ということにはならないと思えますよね。

○ 社会・障がい者福祉課長

今後の管理運営につきましても、地元と話しをしていく、協議をしていく中で、今質問者おっしゃっておりますように、こういうような一つの事業の趣旨を生かすように、地元の方とも十分協議をしていきたいように考えてございます。

以上でございます。

○ 田中廣文委員

質問と答えがちっと外れておるとあるけん、私の言いよるとはね、この趣旨を踏まえて、その市の考え方たい、そして、条例がそういうふう簡単にかえられるのかということをお願いするわけ。

○ 社会・障がい者福祉課長

既に、この補助事業につきましては、一定の役割が終わっておるといふふうに理解しておりますので、よろしく御理解お願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

こちらについては、廃止した後、地域の方へ譲渡したりする考えはあるのでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

今後、公の施設の検討委員会ということも早期に立ち上げていたしますので、その中で十分検討していきたいように考えております。

○ 江口委員

現状、こちらの方から何らかの要望等が上がっていったりはするのでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

冒頭、御説明いたしましたように、建設当初より、地元の方とそういった形で毎協議を進めていながら、現在に至っております。そういったことで御理解願いたいと思います。

○ 江口委員

では、その協議の中では、どういった形で要望等があるのでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

これにつきましては、旧穂波町の条例第28号におきまして、穂波町平恒本町集会所の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定によりまして、地元の平恒本町と管理運営委託契約を結びまして、同条、同委託契約の第1条で、こういった地元の町内会等で管理委託をし、また責任を持って自主的に運営をしてもらうといった形で、現在に及んでおるといふ次第でございます。

○ 江口委員

今回、条例を廃止するといふ形を考えて、先方さんと事前に協議をなされたというお話しされましたよね、その中で、じゃあ、廃止をするんだよ、これから地元の方々に、ある意味渡すわけでしょ。その中で、先ほどは要望書として、このような形が出ていると、無償で譲渡

していただきたいとかいう話しが出ていましたよね。そういった部分に関しては、何らかの要望等はあるのでしょうか。また、そのときのように、市側の方から、これこれこういうふうな形で回答していますとかいう部分で合意している部分、もしくはまだこういった問いかけがあるんだけど、ここの部分までしかできていないというのがありましたら、それを教えてください。

○ **社会・障がい者福祉課長**

地元の方とは、本来の目的にかなったような形で、集会所という形で、今までずっと協議をしてきておりますので、いつ具体的にどういった形で、要望書といった形でもないし、建設当初から一定の役割という形では、十分地元の方と協議をしていく中でしておりますので、いつ具体的に、こういった取り決めして、また今後どういった形でやっという形のもの、今のところは文書につきましてはございません。ただ、話し合いという形では、地元の方との協議はしてきております。

私の方では、記録的には、いついつといったものはございません。

○ **江口委員**

その経過は、公の施設の管理運営委員会でやっていただいているとして、今記録がないと言われました、これ記録はきちんととってください、先方との交渉事です。言った言わないの話しになりますから、必ず記録をとってください。

で、その検討委員会は、ぜひきちんと検討していただきたいのは、先ほどのところでも無償でやるかどうかについてもきちんと検討するという話しです。飯塚市も財政が豊かなわけではない、で、こちらの、先ほどのところでは、もううちは、20戸しかないんだという、財政が厳しいという部分もありましたですね。で、平恒は、またもう少しちょっと事情が違う部分があるかと思えます。そういった部分をあわせて、きちんとその適正な対価も含めて検討していただきたいと思っておりますが、それについてはよろしいですか。

○ **社会・障がい者福祉課長**

そのような趣旨でもって検討していきたいというふうに考えております。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第2号 飯塚市平恒本町集会所条例を廃止する条例」について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第3号 飯塚市老人児童館条例を廃止する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ **社会・障がい者福祉課長**

議案第3号につきまして御説明いたします。

飯塚市老人児童館条例を廃止する条例につきまして説明を申し上げます。

議案書5ページ及び議案説明に関します提出資料をお開き願います。

この飯塚市老人児童館につきましては、地域の産業振興の促進の一環ということで、昭和53年に建築され、現在に至っております。この間、公の施設ということで、地元の平恒自治

会で自主管理を行っておりますし、利用につきましても、地元住民の方で主として利用していただいております。今回施設の利用の見直しということにおきまして、条例を廃止し、施設の有効活用を図るということでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

ちょっと2つほどお聞きします。先ほどの2号と同じ、1つは、質問は同じなんですけど、この年間の維持管理費といいますか、これがどのくらいかかっていたものなのかということが1つ、それから、その維持費が地元の負担と、こういうことになると思うんですが、もしあればですね、その点についての地元との折衝、話し合いの進展状況といいますか、進捗状況というんですか、これをお聞かせ願いたいということと、いま一つは、ここに管理人の方が住んでおられます。それで、この人の、今後このまま住居として活用されるものかどうか、公の建物として管理者がおったんじゃないかと思うんですね。これが地域、いわゆる私的なものになるわけですから、そのまま引き続き、この管理人の方が、ここで生活できるのかどうか、その2つ、数で言えば3つですけど、よろしくお願いいたします。

○ 社会・障がい者福祉課長

第1点目の管理費の件でございますが、先ほど申し上げましたように、昭和53年に建設して以来、地元の方での委託契約という形で今までできておりましたので、具体的な数字については把握しておらないのが現状でございます。

それと、地元との話しでございますけど、今申し上げましたような形で、地元の方に実質的にお願いするといった形で、条例あるいは規則に基づきまして、今まで実施してきております。

それから、管理人さんの件でございます。今、女性の方がお一人おられます。この件につきましても、先ほどの、公の施設に関する検討委員会の中でどうするかという形で協議を重ねていきたいと考えております。

○ 楡井委員

2号議案では、質問に対する答えの中で、有償も検討すると、有償譲渡もですね、というような答弁だったように聞いたんですよね。それも含めて検討するという形でね。この3号の方もそういう内容と同じですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

有償譲渡ということは使っていないと思います。一応、公の施設に関する検討委員会の中で利用のあり方について検討するというところで説明したつもりでございます。

○ 楡井委員

江口委員の質問の中に、譲渡、有償という話しも出ていたんですよね。それをさっそう答弁されたように思ったんですよ。ですから、有償ということも含めての譲渡というふうに理解した、受けとめたんですよね。そういうことに、地元の人との話しでなっているのかどうか、それについていかがですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

今、先ほどの件については、ちょっと撤回してもらいたいと思います。有償または無償といった言葉を使っておりますけれども、こういったことも含めまして公の施設に関する検討の中で検討させてもらうといった形で御理解願いたいと思います。

○ 楡井委員

今の発言でも、有償、無償ということもあわせて検討させてもらいたいという御答弁でしょ、発言でしょ。そのまま理解すれば、無償もちろんあるけれども、有償もあり得るということに理解できますよ。そう答弁されているんですよね、先ほどの質問に対しては。

○ **社会・障がい者福祉課長**

今まで地元の方と十分協議する中で、無償譲渡の方向でということでの検討もしておりますので、そういった具合に理解していただければありがたいと思いますけれども、一応無償譲渡の方でもできましたら地元の方と今後協議を重ねていきたいというふうな考え方は持っております。

○ **保健福祉部長**

今回の施設につきましては、当然地元で自主管理をさせていただくということになります。当然そうなりますと維持管理費が今後発生するおそれがございますので、所管課としましては無償譲渡という方向で今後の財審なり、そこら辺のところでは提案していきたいと、こういうふうに思っております。

○ **楡井委員**

では、今言われた答弁は、2号議案でもそういう態度ということでもいいですね。

○ **社会・障がい者福祉課長**

そのように御理解願いたいと思います。

○ **委員長**

質疑はありませんか。

○ **江口委員**

担当課としては無償をというお話しがございましたが、それを提案して大丈夫かどうかも含めてしっかり検討した上で検討委員会へ提案ください。

それと、もう1点、1号、2号でも出たんですが、ほかのエリアの方々から利用したいという申し出があった場合、同じように利用できるような手続ないし料金等を決めるように協議の段階できちんとやっていただきたいと思うわけですが、それについてはどうでしょうか。

○ **社会・障がい者福祉課長**

仰せのとおり形で進めていきたいというふうに考えております。ただ、地元の方とも十分協議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○ **江口委員**

ぜひ、ただ地元の意向があるにせよ、もともと公の施設として税金を投入して皆さん方に利用できるようにしていた、その施設の形が変わるわけです。ぜひそのときに、特に無償譲渡というものを考えるのであれば、それが理解できるような方策をきちんとやっていただきたい。ぜひそのことをきちんと協議の段階でやっていただきたいと思っております。

○ **社会・障がい者福祉課長**

十分そういった御指摘につきましては、検討していきたいというふうに考えております。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第3号 飯塚市老人児童館条例を廃止する条例」について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第5号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題

といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

議案第5号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。本条例は、地域医療の相続と充実を図るため、独立行政法人労働者健康福祉機構との筑豊労災病院の移譲にかかる基本協定に基づき、平成20年4月1日に飯塚市立病院を設置いたしまして、病院事業の管理を指定管理者に行わせようとするものでございます。

12ページから13ページが改正の条文でございます。14ページをお願いいたします。条例の新旧対照表でございます。御説明いたします。第2条の病院事業を行う病院の名称につきましては、内部で検討いたしまして、筑豊労災病院の移譲後は、公的な病院であること、また潁田病院の民間移譲の方針が示されておりますことから、市立病院が1つになることなどの理由から飯塚市立病院とし、位置につきましては、現在の飯塚市弁分633番地1とするものでございます。第4条の飯塚市立病院の診療科は、現在、筑豊労災病院が行っております現行の内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科と再開いたします神経科、脳神経外科、麻酔科、整形外科、小児科とし、病床数は、現在の一般病床250床とするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。第10条の第1項で飯塚市立病院の管理を指定管理者に行わせること、第2項では、指定管理者が行う管理の業務を飯塚市立病院の運営に関すること、医療の提供に関すること、施設及び設備の維持管理に関すること、その他市長が必要と認めることとするものでございます。

第11条では、飯塚市立病院の外来診療の休診日を日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとし、受付時間を午前8時30分から午前11時30分までとするものでございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

それでは、筑豊労災病院の項目、これに関連して、市立病院と、こういうことになるらしいんですけども、現在、診療科が12科列挙してあると思います。で、16年3月に、筑豊労災病院廃止という方針が打ち出されたと思いますけれども、平成19年3月までの間に休診になっているところ、これが神経科以下6つ、これになっていると思います。この平成19年4月、ことしの4月、これから診療を開始するということになっていたというふうに思うんですけども、実際に、そのような状況になっているのかどうか。開始されている診療科の科名、それから、まだのところの科名を上げてください。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

診療科につきましては、これさきの特別委員会の中での御説明いたしましたが、19年4月からは整形外科、それと小児科、これを再開していただくようお願いしております。それ以外の診療科につきましては、20年4月1日からの再開というふうな話しで進めております。

○ 楡井委員

整形の再開、それから小児科の再開、これは4月1日からということのようでありましたけれども、現在、これがどういう状況になっているかお尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

現在、19年4月1日から再開されております整形外科につきましては、常勤で1名の医師がおられます。4月2日から診療をされております。小児科につきましては、週1回というこ

とで4月につきましては5日、きょうが11日です、きょうも週1回ということで診療を再開されております。

○ 楡井委員

整形外科についてお尋ねします。現在1人のお医者さんが来ているということで診療が始まっておりますが、特に、整形外科などは、急患への対応ができるかどうかというのが非常に重要なことだと思うんですね。そういう意味では、1人のお医者さんでは急患に対応できないんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょう。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

確かに、1名では受付が8時半から11時半までになって、その方々の患者の、外来患者の診察を行う上で夜間の救急対応は、一応今現在できなくなっております。しかし、労災病院の方から、地域の飯塚病院等の医療連携を図りまして、これにつきましては、飯塚医師会の方にも御報告いたしまして、地域で協力をお願いしたいというところでお話しを進めているところでございます。

○ 楡井委員

労災病院に、やはり急患に対応できない、これ夜間だけじゃなくて、昼の間もそうだと思うんですね。それから、当然、1人体制では病院で、労災病院で手術もできないということになるのではないかと思うんですね、これはどうでしょう。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

1名体制では、もう十分な診療体制とは言えない状況でございます。先ほどの手術の関係もでございます。夜間の救急医療の関係もでございます。それで早期に、やはり複数体制にさせていただくように、ここの管轄でございます労働者健康福祉機構の方にもお願いして、早期にそういった十分な体制、医療体制ができるようお願いしているところでございます。

○ 楡井委員

それでは、その複数、2人体制、3人体制、いつごろから実現できそうですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

この整形外科につきましては、前々から労災病院の方で早期に整形外科の再開ということでお願いしておりますし、また労災病院の方も労働者健康福祉機構にお願いしております。今のところいつからということではちょっとお答えできない状況でございます。

○ 楡井委員

その努力がされているんだろうとは思いますが、いついつまでということが明快に答えられないというようなことと言えば、来年の3月31日までに今のままでいくということの可能性も秘めていると思うんですね。そういう意味では、今までずっと討議してきた内容と違っていると思うんですね。やっぱりいつまでに複数にするということは、明確な期日と責任を持たなきゃならないと思うんですね。それがなければ、ずるずるっとなって行ってしまう可能性があると思うんです。それできちんとしていただきたいと思うんですが、答弁をお願いします。

○ 企画調整部長

この本来の4月の2日から整形外科、それから小児科につきまして再開するというところで議会の皆さん方とお約束いたしております。整形外科につきましては、常勤の医師が1名という確保の中で、診療を開始しております。小児科につきましては、非常勤の医師1名が確保されまして、その中で週に1回というようなことで、私といたしましても、不本意な形でございます。しかしながら、今地域医療振興協会の方でも、いわゆる整形外科の1名から2名の確保、さらには、小児科、これ全国的に小児科の先生は今極めて少ない状況でございます。その中にあるけれども、協会の方では全国を渡り歩きながら、この小児科の先生の確保に向けて、今最善の努力をさせていただいております。その中でも、今現在週に1回でございますけど、来月からはいわゆる週2回とか、3回とか、徐々に徐々にふやしていった中で来年4月1日の市立病院の

設置に向けては小児科の常勤の医師の確保、それから、整形外科の常勤の先生の複数名の確保、これについては最善の努力をした上で、そして、確約を済ますというようなことを今言っております。本市におきましても、この医師の確保につきましてあらゆる手段を講じた中でこの議会とお約束しましたような形で努力していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○ 楡井委員

これも後からまた質問になると思うんですけど、協会の方への要請といいますか、その方で努力されているというようなことですけれども、先ほど質問しましたように、いついつまでにきちんとするということは言われません。

それから、小児科に1人確保しているというような答弁ですよね、それで、小児科に1人お医者さんがいるというようなふうを受けとられないために、再度改めて言うておきますけど、週に1日なんですよね、今来ておられるのは、1人がずっと来ているという状況じゃない。それから、市報によれば、週に2回という報道を市報でやっていないですか。水曜、木曜と、また木曜、水曜かもしれませんけど、どうでしょう。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

小児は、労災病院の方からの、一応再開したことのお知らせで載せておりますが、週1回、5日が水曜日ですかね、それと、次の週が11日、きょうが木曜日ですかね、そういうふうに週2回ということではありません。曜日が違いますけど、週1回ということでは再開していません。

○ 楡井委員

では、私の理解が間違っているんですけどか、その第1週は水曜日、第2週は木曜日、そういう形でお医者さんが来ているということのような答弁ですけど、そういう理解でいいんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

4月は4月5日、これ木曜日でございます。そして、今週が11日、水曜日です。そういう形でお知らせをしております。

○ 楡井委員

そうすると、毎週曜日が違うということになるわけですね。そういう状況で、患者さんの来院が見込めますか。どうでしょうかね。

○ 企画調整部長

確かに、小児科というのは子供さん、これいつ急変するかわからないような状況にある子供さんの医療に関する部分でございます。また、子供さんがいつ急変した場合に、これ保護者の方が本当戸惑って、極めてそういうふうな状況に陥る診療科目でございます。確かに、委員さんおっしゃるように、週に1回では十分なこれ診療はできないのは確かでございます。ですので、先ほど私がお答え申し上げましたように、協会の方も週1回じゃなくて、週2回、3回なり、努力していただいた中で、医師の確保に向けて努力した中で、週における診療日数の増加、それから、常勤医師の確保に向けて今努力しております。市も今努力しております。そこらあたりを委員の皆さん見守っていただきまして、そして、御理解のほどをよろしくお願いたします。

○ 楡井委員

今言われたように、子供さんは急患が多い、これに対応、週に1回では対応できないと思うんですよね。それで、今、週に1回来ておられるお医者さん、もし患者さんが、もしあった場合、薬なんか出した、それ出した薬が合うとか合わんとかっていう問題が生まれてきます。そうすると、次の1週間来ないという状況の中では対応ができないと思うんですよね。こういう場合は、どう対処されるつもりなんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

週1回ということで、やはり労災病院の方は、やはりそういったところの懸念をされております。それで、労災病院の方と打ち合わせをいたしまして、また医者と打ち合わせをいたしまして、受診された患者に対しましては、医師が不在のときは対応を診療時に患者、家族の方に、飯塚市の小児科、救急を含めまして対処について説明することになっております。

で、説明するときの資料といたしましては、近隣の小児科のリスト、また小児の救急システムなどについて十分な御家族の方に御説明するようにしております。また、筑豊労災病院の方から飯塚医師会、救急医療の中心的医療機関、これ飯塚病院のことになりますが、事前に診療再開にかかる協力要請を行ってございまして、また病身の連携の医者、また、近隣の小児科医につきましては、文書にて週1回ということの状況の説明の文書をお渡ししております。地域の医療との連携を図ってそういうところ異論のないように、十分体制づくりをしておるようです。

○ 楡井委員

小児科のお医者さん、どこから来ておられるか知っておられますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

今医師の確保につきましては、地域医療振興協会、東京の方の社団法人でございますが、そちらの方のいわゆる全国に28カ所、いわゆる病院、診療所がございます。そういったところの一つの横須賀という病院がございまして、横須賀うわまち病院というのがございます。そちらの方の医者を小児科の担当の医者を労災病院に派遣していただいているところでございます。

○ 楡井委員

そうすると、随分、横須賀ですか、そこからということであれば、その日来てということじゃないと思うんですよね。前の日来て泊まっちゃって診療して帰るとかいうような状況になると思うんです。そういうふうに、非常に不安定な患者さんに全然安心感を与えないような診療管理に今なっていると思うんです。事実上、5日ときょうが11日ですかね、きょうはまだわからないかもしれませんが、5日の日、小児科の患者さん来ましたか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

労災病院の方から御報告があつてます件数はゼロでございます。

○ 楡井委員

今お聞きのとおりですよ。診療を開始したと、形だけは議会への約束があるから、何とか泣きついてということになったんだと思うんですが、実際は、もう患者さんからは、安心できない診療科だということで、だれもお見えにならない、市報で報道したにもかかわらずですね、そういう状況が生まれています。これでは、先ほどから部長も言われたように、急患が多いし、非常に幅の広い病気の内容だと思うんです。これではもう全然対応できないということになると思うんです。これは、いろいろ努力していますと部長半分泣くような形で言っていますけど、これはなかなかそう私たちは見えない、意地悪いと思うけれども。もう既に4月もスタートしておるわけですよ、そういう努力は、2月の段階でやっとなかないかということじゃないかと思えます。

それから、現在、診療がやられている耳鼻咽喉科のお医者さん、これ今まで2人おったのが1人になったとか、それから泌尿器科のお医者さんが週3日という診療する日にちが週1日になっているというようなことも御存じですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

申しわけございません。耳鼻咽喉科と泌尿器科につきましては、御報告を受けていません。

○ 楡井委員

市立病院にするわけですよ。そういう意味では、市の担当課が日々の患者の動き、そういうことについて、また医師の動きについて掌握していないと、現在は違うとは思いますが、し

かしもう、その手続で事実上市立病院の形でやっているわけでしょ。というような状況の中で、今のような答弁っていうのはあり得ないと思うんですね。事実あるからあるんばいっち言われればそうかもしれんけど、そうなってくると職務怠慢とこうなるんじゃないですか、どうですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

申しわけありません。細かいところの今医者の確保の関係でから、いろいろ協会との協力体制もお願いしていたところでございまして、現状については、十分把握していないことにつきまして申しわけありません。

○ 企画調整部長

まだ実際は、筑豊労災病院は独立行政法人労働者健康福祉機構の建物でございまして、飯塚市も地域医療振興協会も、いわゆるこの労災病院、労働者健康福祉機構と十分に連絡調整をとりながら、どの科目での医師が不足しているのか、どの科目での、いわゆる休診が今現在行っているのかという情報交換は、十分した中で、そして、そのいわゆる不十分な部分については穴が埋められる部分は、しっかりと穴を埋めて、そして、来年の4月からのいわゆる移行に向けて、今現在努力いたしておるところでございます。

そういうことからしまして、何も我々が、いわゆる一切関知していないよと、協会も関知していないよというようなことではございません。そこらあたりは、できる限りの情報交換をした中で、この労災病院が市立病院としてスムーズに移行できるように、今現在努力いたしておりますので、その点は十分に理解していただきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

今部長の言葉を、私百歩譲ってそのとおりに受け取ろうというふうに思います。しかし、実際はそうっていないでしょう。努力の方向と全然逆の方向が生まれているってをさっき言ったんですよ。2人が1人になり、そして3日が1日になりと、これ医者確保の方向じゃなくて、お医者さん減っているじゃないですか。これは、患者さんの来院の数に響いているわけですよ。当然、経費がかさんで、赤字決算ということにもなるんじゃないでしょうか。その赤字決算を地域振興医療協会に、ちょっと言葉を間違えましたかね、この協会の方に渡せないでしょう。飯塚市が抱えんにゃいかんわけですね、それはね。そうなってくると、今盛んに努力努力というふうに言われていますけども、その努力と逆の方向に進んでいるっていうのが現在の状況ですよ。そして、これは今まで病院老人特別委員会等で審議をしてきたその内容にも逆行しているわけですね。約束が違うわけですよ。そういう実態を担当課の方たちが知らないということが、またこれは大きな問題だと思います。

現在、内科には10人のお医者さんがおるそうですね。そのうち4人が地域医療振興協会に所属されているお医者さんだというふうに聞いていますが、それは間違いありませんか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

それでは、先ほど小児科のお医者さんなどを一生懸命努力して協会の方をお願いしているというふうなことなんですけれども、この内科あたりで10人の体制が十分なのかどうかまで私よくわかりませんが、内科のお医者さんが既に協会の方から4人も来ておられるわけですよ。そういう意味では、ほかのところのお医者さんはなかなか来れないという状況であれば、この協会に内科や外科の一般的なといいますか、こういうお医者さん以外はいないんじゃないかと、小児科とか、脳神経外科とか整形外科とかね、非常に高度な技術なりを要するお医者さんが所属していないんじゃないかっていう疑いを持つわけですが、それはいかがですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

労災病院の医師につきましては、現在、前もそうですが、九大との医局との連携、また久留

米大学との連携、そして産業医科大学との連携がございます。ですから、現在運営しているのは、労働者健康福祉機構が運営しているところがございます。もし、そういう医師が不足した場合は、そういったところの病院医局と、九大とか、先ほど申しました局との連携をとって、医師をやはり労災病院に連れてくるということがまず第一でございます。それで、どうしてもだめな場合は、先ほど地域医療振興協会にお願いして、その不足のところの医師を確保するという体制がありますので、市立病院になっても、その地域医療振興協会は、そういった九大、久留米大、そういったところの医局との連携は、今後も保っていかないけないという状況はございます。

○ 楡井委員

今の御答弁は、言い逃れですよ、はっきり言って。というのも、老人特別委員会で、皆さん方の努力で医者を確保するというふうに言ったでしょ。今はまだ機構なもんやから、機構が医者を確保せないかと、こういう理論は成り立ちませんよ。

それから、先ほどうわまち病院という言葉が出ましたね、横須賀ですか。こういう協会が国立病院や公立病院を指定管理者として受けたような病院で、古い病院の、旧病院ですね、ここと言えば労災病院、筑豊労災病院、こういう病院の医局、これそっくり受け継いで運営しているというふうにも聞いたことあるんですけど、そういうお話しはどうでしょう。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

地域医療振興協会が全国で病院を持っているところの中には、国立病院を市が移譲いたしまして指定管理者として運営しているところがございます。本市と同じような状況で運営しているところは、先ほど申しました横須賀うわまち病院、また静岡にあります伊東病院、奈良県にあります奈良市立病院、そういったところを現在市が国から移譲を受けて指定管理者で運営しているところがございます。

○ 楡井委員

今言われたような病院は、お医者さんがそのまま残っているんですよ。これ御存じでしょ、当然。筑豊労災病院もそういう方式がとれなかったのかなと、私はこのことを知りませんでした、今まで、不勉強であるとは御指摘があるかもしれませんが、お医者さんがそっくり変わるわけですね、これ今度協会というような形になると。

そうなってくると、今までの患者さん、これの不安が大きいんじゃないか、こういうことが考えられると思うんですよ。こういう努力がお医者さんを確保するという側面だけで今話しをしておりますけれども、そういう努力がそういう展望がなかったのかどうか、そして、以前の討議の中で出てきたように、医療協会がだめになったら、その保証の医療機関をしちよかんにやいかんと、しちよくと、というようなことまで話しが出ているわけですよ、基本協定の中にですね。そういうことがあるにもかかわらず、そして、この協会に、協会にという流れの中で、ああ喜んでください、安心してくださいと、いいところが見つかりましたって言って縄田部長、私たちにお話しされたことがあると思うんですよ、公の場ではなかったと思いますがね。そういう状況にもかかわらず、半年もせん状況の中でぼろが出てきているというふうになっているわけですよ。そういう意味では、今の取り組み全体が、努力が信用できないという状況に陥っているんじゃないかというふうに私は思うんです。この思いが、私の杞憂であれば幸いですけれども、実際はもうそういう状況でしょ、お医者さんたちがどんどん減っている状況がありますから、もっとこれ減りますよ。どうでしょうかね、そこら辺の皆さん方のお気持ちは。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

先ほど横須賀の事例といいますか、それは御報告しましたが、その時点では、国からの医者をそのまま引き継ぐに際して、さほど医師不足というのはありませんでした。しかし、ここ近年、やはりそういった診療研修制度の関係で、やはり中央に医者が集まるということで、地方

の医者が少なくなっている現状はございます。それで、一応、医師の関係につきましては、医師、看護師につきましては、現行どおり、いわゆる患者に御迷惑をかけない、外来患者にも入院患者にも御迷惑をかけない、またじん肺患者の方にも御迷惑かけないように、現在おられます医師をそのまま引き継ぐということで、協会の方にお話しをしております。そういったところを条件が移譲する際には、労働者健康福祉機構も基本的には医者、看護師を、医療にかかる従事者を引き継ぐということになっておりますので、すべて地域医療振興協会からの医者で賄うということではございません。

○ 楡井委員

実際先ほども示しましたように、耳鼻咽喉科のお医者さんが2人から1人になっているわけですね。それから、泌尿器科のお医者さんの来診が週3日から週1日になっているわけですよ。これはもうお医者さんの減少ですよ。

それから、こういう話もあるんですよ、産業医大の出身ですね、産業医大でお医者さんになった人たち、これは奨学金を当然受けている人たちがあると思います。このお医者さんたちが、卒業後、12年間は産業医大に関係する病院、つまり労災病院とか、それから企業の産業医っていうんですか、こういうところで働けば、この奨学金は言葉は正しくないかもしれませんが、棒引きになるという制度があるそうなんです。まだ若いお医者さんはその過程だと思うんですよ。そうすると、筑豊労災病院でなくなれば、労災病院でなくなれば、このお医者さんたちはその棒引きになるお金の返済に困るわけですね。当然、今の筑豊労災病院から、どこかの労災病院や産業医に転出せんにゃいかん、ここでまたお医者さん減りますよ。これに関するお医者さんがどのくらいおられるか、今何人働いておるか御存じないでしょ。そういうこともあるわけですね。これ私も正確にはわかりませんが、3人か4人か5人かわかりません。しかし、この人たちは、確実に、筑豊労災病院をやめますよ。そこでまたお医者さんの減員が出るやないですか。

今外科のお医者さんたちは6人ほどおられるそうですけど、ほとんどこれ久留米大学だそうですね。そしたら、この5人のお医者さんたち、協会が入ってくれば当然引き上げますよね。そうすると、一挙に5人のお医者さんが減るわけですよ、外科で。今整形外科が今のような状況の中で患者さんがずっと減っていますからね、内科と外科でもっているようなもんですよ、労災病院は。その外科がなくなるわけですね、お医者さんがいなくなるわけですよ。そういう状況が労災病院をめぐる今の状況だと思うんですね。

ですから、皆さん方が、今まで私たちに約束してきたことが、全く逆の方向に進んでいるというのが今の労災病院の状況じゃないでしょうか。そう思いませんか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

確かに、医師の補充といいますか、不足数には厳しい状況がございます。しかし、そういう状況があっても、これは20年4月から市立病院として早く残してほしいという市民の大きな期待をされております。ですから、現状はそうであっても、そういう医師をきちっと確保して、20年4月からは現行の医療体制が労災病院が行っております医療体制を、いわゆる再開できるように1年間かけて医師の確保に努めたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 楡井委員

そういう今私が述べたような状況があっても、4月の20日までには、ごめんなさい、来年の4月1日からスタートするときには、十分先ほど12の診療科目ですか、まだ開催していないところが4つ5つあるわけですが、そういうところまで含めて、きちっとできると、今の労災病院で働いている人たちも残ってもらおうと、なるべくね、というようなことで体制をとっていきたいというお気持ちでしょけれども、実際はそういう状況を、お医者さんが減るであろうという状況を知らないわけですよ、皆さん方。2人が1人になり、3日が1日になり、

5人のお医者さんがそっくりやめるかもしれない、そういう状況知らないで、あと何カ月か後にスタートする病院の体制を保証するというようなことにはならないんじゃないでしょうかね。

○ 市長

今、先ほど答弁の中で地域医療振興協会、九大、それから久留米医大、もちろん産業医大はもちろんですけれども、そういうところとの連携の中で今度の労災病院の後医療に関しては、共同でやっていくというような話しで進んでいるわけですから、久留米の先生が5人いなくなるっていうのは、どこからそういうのが出てきたかなと思って、私も今不思議で聞いておるんですけれども、そういう協力の、地域医療体制を組み合わせながら地域医療振興協会との流れの中でやっていこうとしているわけで、その先生がいなくなるということ自体が、ちょっと今私自身も今後ろに向いて、本当になくなるのかって聞いたんですけれども、そういうことはないんだと思いますので、ちょっと楡井委員の勘違いじゃなかろうかと思えますけれども、そういう全体的な医療組織を組み合わせながらやっていく、当然、そこに市としても患者が減る、それから医師が減るっていうような流れの中で、じゃあ市立病院として運営していくなんていうこと自体が、これはとても我々としても財政難の中ですから、どうかして、やはり患者さんもそこにふやして、また安心してもらわなきゃいけないという流れの中での引き受けをしておるわけですから、その辺はまあ病院経営というか、自治体がやる事業としてもある程度目先に見えることがない限り、やっていかないわけですので、その辺は御心配もありませんけれども、全力を尽くす所存でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

お言葉ですけど、5人がやめないという見通しもないわけですよ、やめるという見通しもないかしらん、私が言ったことは間違っているかしらんし、今市長が答弁された連携をとりながらやっていっているからということであっても、やめる可能性だってあるわけですね。そういう実情を知ってないっていうので私は指摘しているわけですよ。

○ 市長

やめるかもわからない、やめないかもわからない、実情というのはやめるという実情ですか。やめるかやめないかわからないという実情のことですかね。

○ 楡井委員

4月の1日から来年の、スタートするという場合は、この12科の診療を全部そろえてスタートしますよという約束ですね。それには、それなりのお医者さんが、きちんと確保しとかないかん、週に1遍来たり、週に2遍来たり、というような状況じゃ困るわけですよ。

そういう状況の中で、今は、だんだんこのお医者さんの勤めている状況が薄くなってきているわけですよ。それに加えて久留米の話しを出しましたけど、協会との問題があって、久留米が全部引き上げてしまうということになると5人のお医者さんがいなくなりますよと、そういうことまで含めて手立てがされているのかと、2人が1人になり、3日が1日になりという実情さえ知らないという状況を指摘しているわけです。

ですから残るかもしれません、それはね、皆さん方の努力で、そうしてもらわないかんと思います。しかし、これは学閥いろいろありますからね、やめる方だって考えられんことはないんですよ。事実今九大はどんどん引き上げていっているでしょう。産業医大だって引き上げますよ、多分、先ほど言ったような形での棒引きの問題ありますからね、そういう状況をあと何カ月です、担当者の方々も知らないわけですよ。そういう状況をしっかり踏まえて来年のスタートに間に合わせないかんということでもありますから、そういう細かな実情まできちんと知っていただきたい、このことは患者さんの来院の数に大きく影響しているわけですね。この労災病院の廃止の問題を、話し合いを始めたころには、900人から1,000人近い患者さんが病院に来ていたと思うんですよ。今どのくらいになっているか知っています。教えてください。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

前にも報告しておりましたが、正しい数字はちょっとつかんでおりませんが、整形外科が廃止になると、なったということで患者がかなり減少したという事実はございます。

○ 楡井委員

私がお聞きしたところ半分ですよ、400人前後です。900人からすれば、もう半分以下ですね、そういう状況ですよ。当然、これ収支決算にかかってくるよ。どのくらいぐらい、これは当然800とか700とかが採算ラインとたしか言っていたと思うんですね、それからすれば、約半減ですから、当然赤字が予測されると思うんです。どのくらいの赤字が出るか御想像できますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

申しわけありません、どのくらいの赤字になるかはちょっとつかんでおりません。現在、ちょっと御報告いたしますけど、整形外科につきましては、1日当たり4月2日から6日までで、大体1日平均14.8人お見えになっております。それで、その中での、この中でも、入院患者が1.3名おられるということで、先ほどの経営的にどうなのかっていうことですが、だんだんとずれるんですね、そういったところの再開したことが皆さんに周知されてきて、患者は元に戻ってくるのではないかとということでございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:15

再 開 12:16

休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 楡井委員

それでは、この条文といいますか、この一番最後のところに、条例の一番最後のところに13ページの一番上の行の下りですけれども、休診日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月云々とう書いてあります。現在、筑豊労災病院は、土曜日も休みなんですけれども、この点では、今後は、土曜日は休みにならないということですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

今委員の言われましたように、現在労災病院は土曜日を休んでおります。それで、今後は、土曜日につきましては、勤労者の方のやはり診療も考えなきゃいけない、また一般住民の診療も幅広く診療を広げていく必要があることから、土曜日は一応診察日というふうに考えております。

○ 楡井委員

そうすると、それに見合ったスタッフの強化ということが当然求められますよね。その点も当然考慮に入れた上でのこの条文になっているわけでしょうね。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

当然、そこに勤めてある方のいわゆる労働時間がふえることになりますので、勤務されている方の負担にならないように調整を図っていきたいと考えております。

○ 楡井委員

最後にお尋ねします。医業本体については、2次委託ということはできないというふうな発言が、討論がずっと行われてきてそういうふうになっていると思いますが、医業本体でないところの業務についての2次委託ということは、これはどうなっていましたかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

さきの特別委員会の中で2次委託につきましては、医療につきまします医師、または看護師等につきまします委託をしないと、しかし、清掃業務とか、委託できるものについては、今後検討していくということでまだそのところの調整は今図っているところでございます。

○ 楡井委員

ボイラー室もその対象にはなりますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

一応対象とは考えております。しかし、まだ今までの経緯もございますし、これからのこともありますので、これにつきましては、一応対象としておりますが、調整を図っていきたいと、協会の方との協議も進めていきたいと考えております。

○ 楡井委員

要望をして最後にしたいと思っております。このボイラー室には自家発電の機械もあるそうなんです。それで、それが自家発電の発電機を運転するためには、それなりの有資格の人が要るということでもありますので、このボイラー室については、なるべく医業本体との関連非常に大きな業務については直接2次委託、これはしないように、ぜひお願いしておきたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

条例の改正の中で11条に休診日並びに受付時間の規定があるわけです。この中で休診日及び受付時間は次のとおりとする。ただし、急を要するとき、または市長が特に必要と認めるときは、この限りでないという規定がございます。

この市長が特に必要と認めるとき、これについてはどういったケースがあり得るのでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

ここで上げております急を要するときってというのは、災害とか、また大規模な交通事故とかそういうことであります。また市長が必要と認めるときというのが、日曜日であっても今後は地域医療の中で輪番制ということがございます。日曜日でも医療を続ける必要もございますので、これは地域医療の関係も飯塚医師会とまた周辺の医療機関と話しながら、そういったところ輪番制というものもありますので、そういうところの休みであっても診察をするということも考えられますので、こういうふうな文言でさせていただいております。

○ 江口委員

今の話しは、地域にとってはプラスな方だと思うんですね。逆にマイナスの方で考えられる点とかも、これは含む規定でしょうか、どうでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

この条文につきましては、一応前向きな姿勢で休日のところを休日としないということの前向きな姿勢の条文でございます。

○ 江口委員

そうしましたら、今の段階では小児科については週1回という残念な状況になっているんですが、この条例の施行、来年の20年の4月1日ですね、4月1日からについては、この診療科目については、すべてきちんとした体制でやっていく、そして、休診日は、一般的に、この日曜日、国民の祝日に関する日、そういったものだけであって、そこから下がることはない、で、そこに関して、このただし書き、市長が特に認めるときっていうところを使うことはないという理解でよろしいですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

そのとおりでございます。

○ 江口委員

ありがとうございます。

あと、この20年4月1日からスタートする市立病院、この診療科目に必要なおおよそのお医者さんの数、どのように想定しておられるのかをお聞かせください。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

先ほどから医師の確保については厳しいものがございますが、一応協会とのお話しの中で、やはり医師につきましては32名を一応考えております。将来につきましては、まだ今後また医療を行っていく上で、将来的には40名も視野には入れております。それはなぜかと申しますと、臨床の関係の指定の医療機関と、目指す上で将来的には40名ということも視野に入れております。

○ 江口委員

あと指定管理者というものを前提としてお話しが進んでおります。残念ながらそこに関しては、もう動かないかなと思っておりますが、これ以降、この条例の制定以降、指定管理者の選定並びにその議決等が必要になってきます。で、そしてまた開業まで約1年あるわけです。その間のスケジュールをお聞かせください。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

この議案が可決されました後につきましては、地域医療振興協会の方から選定にかかります関係資料を提出していただきます。その中で、選定委員会の方で審査されまして、その結果につきましては、市長の方に答申をしていただきまして、次期の議会には指定管理者を指定する議案の提出をしたいと考えております。

その後につきましては、協会との協定の締結がございます。ただし、この協定につきましては、市と地域医療振興会とではなくて、やはり移譲にかかります財産の関係がございますので、労働者健康福祉機構との三者による協議が必要になってまいります。その上で協定書を作成いたしまして11月か12月にかけては、厚生労働省の方から財務省の方に市の方の要望に持って財産の譲渡価格が決定することになります。それを受けまして、市の方では譲渡契約を大体12月ごろに締結いたしまして、20年の1月には、福岡県の方に病院開設の申請を行うようにしております。その後につきましては、財産移譲を受けまして不動産の登記ということになってまいります。

以上簡単ですが、スケジュールでございます。

○ 江口委員

今のお話しの中で条例制定以降、協会の方から関連の資料を提出していただいて、それを検討する、そして、それを結果を支所に答申をして、次期議会に指定管理者の指定の議決を得たいというお話があったと思いますが、それに間違いはないですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

再度確認いたしますが、選定委員会の方に指定管理者となることから地域医療振興協会から申請をしていただきまして、関係書類を提出していただきます。選定委員会で選定された後に、地域医療振興協会がいいということの結果を受けまして6月になりますか、そのときには説明、それと指定管理者となる地域医療振興協会、それと、あと指定の機関、それについての議案を上程するように考えております。

○ 江口委員

その選定委員会について、その構成メンバー、また会議のやり方等を教えてください。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

選定委員会には、一応5名の委員がおられまして、その中でいろいろ地域診療協会から提出された資料、関係資料、納税証明とか、いろいろ経営のあり方とか、そういった関係書類を出していただきまして、そこでヒアリングといいますか、そういうことを受けまして審査をしていただくこととなります。また、現地調査も見ていただくように考えております。

○ 委員長

江口委員、条例に対する質疑をお願いします。

○ 企画調整部長

学識経験者が3名、それから一般公募が1名、で、行政が1名でございます。計5名でございます。

○ 江口委員

ありがとうございます。そして、そこで議論された部分の中で、新しい病院の姿が見えるかと思うんです。まだ残念ながら、現在のこの一部改正する条例の中では、指定管理者ですっていう部分と、今言われたように、診察日に関してちょっと前向きに進むんだよっていう部分が見えたんですが、じゃあ本当に労災病院の中で移管の中で心配されているじん肺の方々であるかがどういったふうになるのかわからない、またそれぞれの働いておられる方々の処遇等がわからない部分があるかと思えます。そちらについてもきちんとこの資料の中で示されて、これはやられる、またそれもあわせて、公募の方もおられるということは、ある意味オープンな姿勢であると思うんですが、この選定委員会についてもちゃんと傍聴ができるっていうふうな形でなされると理解してよろしいですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主管

基本的な運営の方針につきましては、ここには上げておりませんが、現行の医療体制を引き継ぐということと、医師等、また看護師はそのまま引き継ぐということの基本的な運営方針に基づいて地域医療振興協会とのお話しをしておりますので、それも選定委員会の中には、そういったところの資料も提出させていただきたいと考えております。

申しわけございません、傍聴の件については、傍聴できないようになっているということでございます。

○ 江口委員

傍聴できないようになっていると言われましたが、これはもう既にある機関なんですか。選定委員会も既にあるんですか、その中で内規でもうできないようにしている、ぜひかえていただけるように検討してください。あとまた、その検討の中で、当事者の方々もおられると思います。実際に働いている方々とか、そういった方々の意見陳述の機会等も設けていただきたいという部分を要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今の議題になっていますこの条例の、飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例ということですがけれども、これは指定管理者への委託ということを前提にした改正案であります。私は、今までいろいろところでこの指定管理者制度そのものについての態度としては、これは反対の態度を貫いてきております。さらに、答弁の中で現業職の2次委託も全くないということではないという答弁でもありましたので、そういう意味では、現業職の2次委託、これも可能性を残した答弁にもなっております。そういう立場から、この条例についての、この議案についての態度としては反対の態度を表明させていただきたいと思えます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第5号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 専決処分の承認について（平成18年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」）を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

議案第12号 専決処分の承認について（平成18年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」）の補足説明をいたします。

平成18年度飯塚市一般会計特別会計補正予算書の平成19年2月26日専決分の23ページをお願いいたします。23ページの第1条におきまして、保険事業勘定の既定の歳入歳出の総額をそれぞれ1,959万5,000円を減額し、予算の総額を104億5,586万6,000円とするものであります。

事項別明細の歳出によりまして説明いたします。予算書の30ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の663万6,000円の増額は、介護保険システムの改造委託料で、医療保険制度改正に伴います新しく創設されます高額医療及び高額介護の合算療養費制度及び介護、国保、後期高齢者保険料の特別徴収に関わる情報交換が医療側と介護側で行われるようにシステム改修を行うものでございます。国の補正予算の前倒しによります国庫補助対象事業であり、工期不足によりまして19年度、翌年度に繰り越す事業となっております。

次に、4款地域支援事業費2項介護予防事業費1目介護予防特定高齢者施策事業費の7,376万9,000円の減額と2目介護予防一般高齢者施策事業費の75万6,000円の減額は、18年度から導入されました介護予防事業の採択対象とならないものがありましたので、生活管理指導員派遣事業、生きがい活動支援通所事業、職の自立支援事業の委託料の一部を特別会計の地域支援事業内の中で同款3項包括的支援事業、任意事業に移行したものであり4,829万4,000円をその3項におきまして増額しております。なお、地域支援事業の対象とならないものにつきましては、一般会計の高齢者福祉費に移行し、増額補正をしております。

歳入につきましては、国庫補助事業に伴う補助金、地域支援事業の組みかえ、一般会計への移行等に対応する歳入の増減となっておりますので説明は省略させていただきます。

以上、簡単ですが、補正予算書の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第12号 専決処分の承認について（平成18年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」）についてを承認することに御異議ありませんか。

（ 異議なし ）

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 専決処分の承認について（平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計補正予算（第2号）」）を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 病院局事務長補佐

議案第13号 専決処分の承認について（平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計補正予算

(第2号)) についての補足説明をいたします。

本案は、医療機器の買い換えを行うもので、別冊になっております補正予算書の方をごらんいただきたいと思います。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第2条、第1款資本的収入第2項他会計繰入金は一般会計からの繰り出し基準に基づき2,200万円を増額して2,567万5,000円に、次の第1款資本的支出第1項建設改良費は4,400万円を追加し、5,135万円とするものです。買い換えを行う医療器械につきましては、5ページの方に上げております全身用エックス線CT装置、超音波診断装置、内視鏡用システムを上げております。

以上で簡単ですが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

これは審査要請という取り扱いになっておりましたが、その点はどうなるんですか。

○ 委員長

まず委員会の質疑を優先し、最初に許して、その部分で、もしなければ、審査要望についての部分を審査・説明していただこうと思っております。

○ 楡井委員

要望にあったところとダブる点もあるかと思えますけれども、それはいいですね、それではお願いいたします。

今補足説明のありましたように、4,400万円の買い物をして一般会計から2,200万円もらって残りの2,200万円はどのように手当をするかということにつきましては、過年度分損益留保資金、これで補てんするというような第2条の文言になっているようであります。この過年度分損益留保金というのが幾らあるのか教えてください。

○ 事務長補佐

はっきりした金額、申しわけございませんが、今わかりませんが、約2億円(訂正あり:約1億3,000万)というふうに見ております。

○ 楡井委員

2億円(訂正あり:約1億3,000万)の資金を持っておるとのことですね。

それでは、次に、この3点、購入先はどこですか、それと同時に、入札制度で購入先を決めたのかどうか教えてください。

○ 病院局事務長補佐

購入先でございますが、まず1点目、コンピューター断層撮影CT装置になりますが、こちらにつきましては、東芝メディカルシステム北九州支店となっております。次に、エコー、超音波診断装置、エコーの器械でございますが、こちらのも同じく東芝メディカルシステム北九州支店となっております。それと、内視鏡用システム、こちらにつきましては、販売店の方は井本医科器械株式会社となっております。

以上、3点につきましては競争入札を行っております。

○ 楡井委員

この器械の買い換えといいますか、これはいつごろから出されていたものでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

買い換えの具体的な日にちにつきましては、以前より器械が、この3点を含めましてすべての器械、あと建物等について古くなっているというふうな声は出ておりました。そのような中で検討はしておりましたけれども、具体的に話しがなりましたのが、11月28日に議会の方で病院の方向性を承認いただき、その後、12月18日の特別委員会の方でも器械が古いのではないかと、それらが原因で患者数が減り、収益も減っている原因になっているのではないかと

いうふうな指摘も受けております。

そのようなことから、そこから具体的に何とか患者さんも器械が古いのでほかの病院あたりに行ってもらったりしたこともありますので、何とか患者さんにも迷惑をかけないようにというところで、そこから具体的に、各関係機関と話しを進めてまいりました。

○ 楡井委員

そういう状況で、以前から出されていたということですし、11月28日に今の病院の方向性が決まった、つまり博愛会ですかね、そこに譲渡するというようなことが決まって買うということが決まったということの説明のようですけども、そういう状況の中で、これをなぜ専決処分にしなきゃならなかったのかなど、もっと早い時点で12月議会あたりにもでも提案ができていた状況ではなかったかというふうに思うのですが、その点、専決処分でなければならなかったこと、その理由について説明をしてください。

○ 病院局事務長補佐

先ほども申しましたように、器械については、大変古いというふうなこともあり、また価格につきましても、どの器械も高額であり、なかなか買いかえというふうな具体的な話しまではいきませんでした。そのような中、何とか、患者数、検査件数をふやし19年度収益を上げたいというふうなことで12月、先ほど申しましたように12月18日の特別委員会後に早く買いかえをしたいというふうなことでこのように提案いたしました。

○ 楡井委員

穎田病院は、病院そのもの、病院の建物そのものもありますし、中の機器の機器類の買いかえと申しますか、新しくするということについては随分以前から要求と申しますか、要請が求められていたわけですね。これはもうあなたずっと長い間そこで頑張っていますから御承知のとおりだと思います。

にもかかわらず、この要求が、当然その合併後にも引き継がれたものであるというふうに思うんですよ。そして、今説明のあったように、患者さんのためだとかいうことであれば、もっと早くこれは実現しなければならない、そういう課題であったわけですが、11月28日、いわゆる民間に譲渡するということがわかった途端に、4,400万円も大きなお金が投入されるということになったわけですね。ここには、その矛盾って申しますか、患者さんのためだというふうなことを言いますが、実際そうじゃないんじゃないかと、譲渡するために、付加価値つけて譲渡するというようなことになるんじゃないか、そういう疑いを持つわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○ 病院局事務長

今、委員の方から付加価値をつけてというふうな話しがございしますが、現実には、この特別委員会でも建物が古い、それから設備が古い、それから医療機器が古いといった中で患者離れが急激に進んでおるのが現状でございます。

そういった中で、従来は、穎田町時代もそうだったんですけども、この医療機器の器械というのが非常に高額なものでございまして、当時の財政状況、これは飯塚市の方に引き継いだ状況の中でもかわりはないんですけども、そういう医療機器の話を持ち出すこと自体が非常に危機感を持つような状況でございました。そういった中で、なかなか機器の入れかえについては申し入れができなかったというのが状況でございます。

そういう状況の中で、この11月28日に、将来の方向性が一応はっきりと姿が見えました。そういうことからこの医療機器について、患者離れの状況も踏まえつつ医療機器の入れかえについてどうだという話しが持ち上がってきておる状況でございます。

早急な医療機器の納入につきましては、時間的なこともございます。その辺、日用品的な購入ではなかなかできないんですけども、その準備等も含んで12月の予算の方には間に合わなかったというのが状況でございます。

そういうことで理解をしていただければ非常にありがたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

今の説明を聞いていても、私が言っていることと同じことを言っているんですよ、答弁がですね。私が指摘したことをそのまま認めた形に、今なっているので、結局、以前から患者離れが起きていた、ですから、なるべく新しい器械で患者さんをつなぎとめなきゃいかん、また新しいのを決まらんにかいかん、いうのははっきりわかっているわけですね。そして、器械が高額だということもわかっているわけですね。

それが11月28日に決まった途端に、方向性が出た途端に、4,400万円もの高額なお金を投入して器械を買うということになったわけですよ。これは患者さんのためですか、本当に。私はそうは思えない部分が残ると思うんですよ。患者さんのためなら、もっと早く手を打ったっていいでしょ、新しい飯塚市になった途端に合併をしたその端でもいいと思うし、そのもっと前は、颯田町と非常に財政的に大変なところやから、大変でしょうけれども、新しい飯塚市の飯塚市立颯田病院となったときにでも手を打てるわけですよ、本来言えば。それが28日まで実行されずに、28日、11月28日になった途端にぱっと決めるというところに、どうしても何かこう裏がありそうだという感じがする、本当に患者さんのためなのかという疑いが持つわけですね、どうですか。

○ 病院局事務長

颯田病院にごぞいます機器というのは、古いということでごぞいますが、例えば、このCT装置につきましては、平成4年度の取得でごぞいまして、既に15年を経過いたしております。それで、医療の現場の方の話しから申し上げますと、実際にこの装置でレントゲンでごぞいませんですけど、CTスキャンをやって、そのフィルムができるんですけど、そのフィルム自体が、もう精度が悪くて診断にもうどうしようもないといった状況の中で、現実には、うちの器械では、ちょっともう診断できんから違う病院に行ってくれと、そういうふうな話しもございまして、11月28日までは全体的な存続の方針を固めておる状況でごぞいまして、それ以前には、とてもそういう話しができなかったというふうなことでございまして。

それで11月28日に最終的に、この病院の方向性が確立されましたので、これからこの機器購入につきまして具体的に検討を始めたというのが現状でごぞいます。

○ 楡井委員

平成4年に購入して、今15年になると、フィルムがよく見えんという話しは、もう前からの話しなんですよ。ですから、当然、買い換えが決断しなきゃならない時期がもっともっと前だったと思うんですよ。それにもかかわらず11月28日という時点にならなければ、決断できなかった皆さん方の考え方が、いかがなものかと思うわけですよ。

それから、もう少し言わせていただきますと、今回これが専決処分なんですよ。専決処分をしなければならぬような忙しい問題だったのかと、先ほど、私は12月でも間に合ったんじゃないかというふうに言いましたけど、結局、議会の目を通さないうちに4,400万円の支出が決まっておるわけですね。そして、今言ったように、何でこの11月28日を期してぱっとやってしまったということになっているわけですよ。これは議会の目を逃れたと、議会の目を逃れて明らかにされるのを恐れたということにも通じりゃせんですか。そういう意味で、この11月28日以降に、これを決議をした、起案をしてどうのこうのということになっていた行政としての実務のあり方は私詳しくありませんから、どういうシステムになるかわからんですけども、そういうことで専決処分までやってしまっているというところに疑義を感じるわけですね。

ですから、こういう重要なことといたしますか、長い間の市民の要求、病院運営をしていっている、そこに実際に働いている人たちの要求にずっと目をつぶってきて、11月28日になったらぱっとかえてしまうというようなやり方に、どうしても納得いかないものがあるわけです。

その点で答弁できますか。

○ 病院局事務長

ただいまの件につきましては、私も提案理由のときに説明をさせていただきました。この11月28日を起点として、機器の買い換えということを検討を始めたんですけども、実際に、12月の補正には間に合っていない。具体的には、先ほど事務長補佐が申しましたが、12月18日の特別委員会の中でも、この機器の古さ、建物の古さということが問題提起されて、何とかせんといかんとやないかというふうな話しが出てきたところでございます。

そういった状況の中で、2月4日でございますが、皆様がリコールというふうな形になりました。それで、このリコールを通しまして、リコール後の初議会ということを考えますと6月、準備等も含んで、そうなりますと、6月末に議決をいただいたとしても、実際に機器を設置できるのが7月、もう少し時間がかかれば8月というふうな状況になります。

私たちといたしましては、地域の方々に、少しでも安心と安全という言葉が適切かどうかわかりませんが、安心安全を持っていただくために、どうしても、この機器の購入はさせていただきたいという思いで専決処分させていただいております。どうぞ御理解の方、よろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

今の説明でも、どうしても疑義が解けません。結局、11月28日の日から準備を始めたにしても6月まで待つ必要ないでしょ、今議会、今あっているわけですから、3月11日には投票で新しい議会決まるわけですから、3月議会、今の議会で専決処分じゃなくて出したって間に合うじゃないですか。盛んに、今患者さんのためにというふうなことを言われていますが、じゃあ、この器械を使う必要性のある患者さん、今何人おられますか。

○ 病院局事務長補佐

今現在必要のある患者様というのは、申しわけありません、把握しておりません。

○ 病院局事務長

患者数ということではございませんけれども、実際に検査を行っている件数がございます。平成18年度につきましては196件の検査をやっておる。

○ 楡井委員

今言われたのは何年と言われましたかね。

○ 病院局事務長

平成18年。

○ 楡井委員

18年、平成18年には、この器械は入っていないです。私はこの器械を使わなければならない患者さんはどのくらいおるのかというふうに聞いたわけですね。今事務長さんは、わからないと言われたんですよ。患者さんのため、患者さんのためって言うておきながらね、この器械を使うことが必要な患者さんの数さえわからない、それにもってきて11月28日ということじゃないですか、こんなでたらめありませよ。以前から要求が出ていたにもかかわらず、それには目をつぶっておって、11月28日になったらいきなりどんだんどんだん具体化すると、もうちょっと別の方向から見ますと、当初の建設改良費、建設改良費、18年度の当初予算は735万円ですよ。4,400万円、6倍ですよ。財政が苦しい、苦しいって言いながら、そういう中で一般会計からは2,200万円繰り出されておりますし、そして、4,400万円の買い物をすると、惜しげもなく留保資金を出すと、病院経営は実際赤字でしょ、そういう状況の中で、財政担当者としても、これだけの大きなお金を出すことについて、痛痒を感じんかったんだろうかなというふうに思うわけですよ。財政当局の方もこれ答弁していただいせんかね、この2,200万円の支出について、相当厳しく先ほどから1号、2号、3号のところやってきたように、1年間で何万円かの保険料をけちったり、何十万円かの公民館ふるさ

とセンターですか、そういうことを絞り込んでおって、2,200万円もぼんと出すと、こういうことはどういうことなんですかね、全く納得のいかないやり方だと思うんですよね。どうしても、この11月28日というところに引っかかりを感じるわけですよ。答弁ができるようやったら答弁してください。

○ 病院局事務長

財政当局という話しも出ておりますが、私は病院の事務長ということでございます。私どもといたしましては、この現在進んでおります患者離れを少しでも食いとめて、新年度、平成19年度には患者数の増大を図って、収益の拡大を図ってまいりたいという覚悟の中で申し上げております。どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

納得がいきません。それで、納得がいきませんので、これはまた暫定予算がありますからね、そこでまた別の方向からも問わせていただきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

ちょっと経緯が、私、昨年度の特別委員会も入っておりませんでしたので、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、この3点の医療器械について、予算要求としてきちんと上がったのはいつですか。過去からずっと上がってきたのか、それともこの時点で、ずっと上がってきたのか、それについて教えてください。

○ 病院局事務長補佐

予算要求といたしましては、高額なこともありまして今まで予算要求として上げた例はございません。今回の予算要求が初めてでございます。

○ 江口委員

これは、要するに市役所内部として担当の病院の方から財政担当へ旧町もあわせて予算要求があったのは、今回が初めて、これはもう2月26日の専決でしたら年を明ける前後ぐらいからと理解してよろしいですか。

○ 病院局事務長

先ほどの補佐の発言の中で少し間違っている部分がございますので訂正させていただきます。

旧穎田町時代には、予算要求、口頭だったというふうに聞いておりますけれども、そういうふうな要求はしておったというふうなことでございます。

○ 江口委員

口頭の予算要求っていうのはないんじゃないですか。口頭の予算要求ってあるんですか。

○ 病院局事務長

済みません。発言をちょっと撤回させていただきます。

予算要求を上げたんだけど、査定の段階で削られておったというふうなことでございます。（「ころころころ発言をかえらえたら困るな」と呼ぶ者あり）

○ 江口委員

それはもう数年来ずっとという、およそ何年から何年っていうのがわかりましたら教えてください。

○ 病院局事務長補佐

申しわけありません、年数についてはわかりません。

○ 江口委員

それでは、今回の予算要求に関してですが、どこから話しがスタートしたんでしょうか。病院の方の担当の方から話しがスタートしたのか、それとも別のところから、これはもう予算要

求やれよという話しになったのかお聞かせください。

○ 病院局事務長補佐

話しの方は病院局の方からさせていただいております。

○ 江口委員

お金がないので新市になっては予算要求をしていなかったんだけど、この話しがあつて上げたわけですね。収益を拡大したかったとありますが、だけど、20年の4月には譲渡するわけですね。ある意味、1年ちょっとしか使わない器械ですね、これ4,400万円使うわけですが、それによって上がる収益、プラスになる収益の予定は、おおよそ幾らぐらいなのでしょう。4,400万円をもっと超えるような収益が上がる見込みだったのでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

収益増につきましては、はっきり申しまして具体的にしておりませんが、あくまでも患者さんをふやすというふうなことで話しをしております。

○ 江口委員

それでは、財政担当の方おられましたら、そのような予算要求でどのように判断されたか、それでもいいと思つて判断されたのかどうかお聞かせください。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 14:08

再 開 14:15

委員会を再開いたします。

○ 副市長

機具の買いかえの件でいろいろ御意見が出ておりますが、私が記憶しておるのが、たしか院長がお見えになりまして、それはたしか、ことしの1月だったというふうに記憶しております。1月か2月か若干記憶があいまいなところがございますが、こういうふうで医療器具の買いかえについて旧町時代からずっと予算の要求をしておつたが、旧町時代、非常に財政が逼迫しておつた関係で、予算がつかないと、それで市になって、何ていうんですか、病院問題が起こつてきて、ある程度の方向性が、結論が出たもので、いろいろ内部で検討してぜひこの医療器具の買いかえをお願いできないだろうかという御相談がたしか1月か2月ごろにありました。そのときに、私は何で今ごろですかというようなお話しをした記憶がございます。それでも、院長いわく、大体こういう器械は3年から5年で買いかえると、それが私の方の器械は10年から15年ぐらいなつて、三世代ぐらい前の器械であると、非常に患者さんを診るときに、不鮮明な部分があつて、正確な診断ができないということで、非常に困つておりますというようなことで、早急に改善をしてほしいというようなことの御相談がございました。

で非常に新飯塚市も財政が非常に逼迫しておるといふことをお話ししまして、なかなか多額の費用、まあ、どのぐらいの費用かわかりませんでしたので、どのくらい費用がかかるんですか、一応見積もりでもとつてみたらどうですかというようなお話しをしましたら、大体8,000万円ぐらいの見積もりだったというふうに記憶しております。でも、実際に入るときには、その半分程度で入るであろうというようなお話しをされましたので、そういうことで財政当局とも話しをさせてもらひまして、こういう患者さん、人の命にかかわる問題であるもので、財政的には非常にきつい状況ではあるが、何とかできないかなというようなことで、いろいろ協議をいたしました。

その当時、ちょうど議会の問題がいろいろ起こつてきておりましたので、これ3月議会は無理かなというようなことでぎりぎりまでちょっと様子を見てから、それから結論を出そうやないかというようなことでした記憶がございますので、何も先ほどから言われております11月28日ですか、それを待つてしたということではないというふうに、私は理解をいたしております。

ます。

○ 江口委員

先ほど休憩のときに、ちょっとお聞きした段階で、以前の起債の計画の中にもこれは含まれていたというお話を聞かせていただきました。そういった中で、機器の更新がおくれていたのは理解ができます。しかしながら、今回先方との合意の中では、建物、そして医療機器については、無償譲渡という合意の項目がございます。それが決まった後で、ある意味、決まった後で、ここが買うものが1年ちょっと飯塚市の病院として使う期間としては1年ちょっと、実際にその納入、据えつけも考えると1年もないかもしれない中で4,400万円を使うわけです。そして、それをそのまま無償譲渡する形になるのかどうか、それとも、これについては、合意から後なんで、申しわけございませんが、これについて適当な価格というものを御相談していただけないかというふうな交渉という部分を先方とされるのかどうか、それについてお聞かせください。

○ 企画調整部長

颯田病院の方向性につきましては、さきの特別委員会、それから本会議の中で御議決をいただいております。その中身としまして、建物、医療機器につきましては無償譲渡という形での御了承をいただいております。したがって、この新しい医療機器につきましても無償譲渡という形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

それについて内部でどのような形で検討されたのか、また、当然、一たん先方の方に問いかけをしたりとかはされたのか、その2点をお答えください。

○ 副市長

内部での協議といいますのは、こういうふうなことで先ほどもお話ししましたように財政的に非常に飯塚市も厳しいという中ではあるが、人の生命にかかわることでもあるので、考慮せざるを得ないのではないかという協議はさせていただきました。

そして、相手方、1年先に飯塚病院と博愛会ですかね、博愛会の方とは、そういう医療器具の買いかえの話は一切いたしておりません。

○ 江口委員

この後もずっとそのまませずに無償で渡すお考えでしょうか。

○ 企画調整部長

今の副市長が答弁しましたように、譲渡先であります博愛会とは、この医療機器についての御相談は申し上げておりません。しかしながら、先ほどから助役が、副市長が答弁いたしておりますような内容からしまして、飯塚市はこの機器を購入したと、この購入した機器については、いわゆる基本的な方向性の中でも無償で譲渡するということで決定いたしておりますので、こういう形で今後も進めさせていただきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

決定したのは、その時点においてある建物と医療機器ですよ。今回買った分は、その決定のときには関係ないですよ、違いますか。

○ 企画調整部長

確かに、今言われますように、決定した時点は特別委員会では12月の10何日ですかね、で本会議はその後の本会議で了承可決していただいております。その後に、新たな医療機器を購入したということがございますけど、医療機器については、先方、いわゆる移譲先の先方の方に無償で譲渡するというようなことでの方向性を市としては考えておりますので、そういうふうな形での無償譲渡ということで、私の方は考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

4月9日の本会議において7番議員、17番議員からの審査要望のあった件については、本日の委員会審査においてこれを満たしておりますので御了承ください。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

先ほどからの質疑で、非常に矛盾の多い支出になっておりますので、これは私としては認めるわけにはいかないということで反対の態度を表明させていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

○ 江口委員

私につきましても、この支出について適正な審査がなされているとは思っておりません。またあわせて1年前後の使用期間であります、でその後もこのまま無償で譲渡するというお考えがございました。果たしてこのままでいいのかどうか、非常に危惧を感じております。そのことをぜひ再度検討していただきたい、その意味も含めて反対とさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第13号 専決処分の承認について（平成18年度飯塚市立頼田病院事業会計補正予算（第2号））」について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 専決処分の承認について（飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第14号 専決処分の承認について（飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例）につきまして補足説明をいたします。

議案書つづりの40ページから46ページの方に掲載いたしております。

今回の条例改正は、子育て支援の一環といたしまして乳幼児医療費の支給制度における自己負担の軽減を図るもので、飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例及び関係の2つの条例の一部を改正するものでございます。

現在、福岡県公費医療制度によりまして、被保険者の負担分を助成いたしておりますが、この制度での対象者は、入院については就学前までの乳幼児を対象にいたしております。また、外来診療におきましては、3歳未満を対象に助成を行っておりますが、本市では18年度より独自に対象者を1歳引き上げて4歳未満といたしております。今回、さらに1歳引き上げて5歳未満までを対象に助成するものでございます。

新旧対照表で説明いたします。43ページをお願いいたします。アンダーラインを引いている部分が改正部分で、右が改正前、左が改正後でございます。

まず、飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例でございますが、第3条第1項中「4歳に達する日」を「5歳に達する日」と改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。以下、同じく飯塚市母子家庭等医療費の支給に関する条例第4条第1項中「4歳に達する日」を「5歳に達する日」と改正するもので、次の、飯塚市重度

心身障がい者医療費の支給に関する条例におきましても、第3条第1項中の「4歳に達する日」を「5歳に達する日」と、また「3歳末日」を「4歳末日」と改正するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は19年4月1日から施行すると、同日以降の医療費から適用するというふうにいたしております。

以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

満3歳まで、4歳未満っていうんですか、それまでに1歳引き上げるということで聞いていたのが、大体それで3,000万円ぐらいお金が要するというふうにお聞きしておりましたけど、今回の改正でそれはどのくらいの負担になる、市の負担になるのか。

○ 健康増進課長

今委員御指摘のとおり約3,600万円程度、1歳に対しまして市の負担部分っていうのが出てくると思います。ということで、2歳部分がうちの単独という形になりますので約7,000万円といったぐらいの金額になるかと思っております。

なお、ちなみに、対象者につきましては、1歳ごとの対象者と申しますが、1歳につき約1,100人程度が対象になっておる現状でございます。

○ 楡井委員

今回の改正では、初診料がまだそういう手当がされていないんですね。これで、初診料をやはり今回医療費というような形で実行されようとしている、施策が充実されようとしているわけですが、この初診料をやはり同じような形で実行すると、初診料を無料化するというにしたら場合は、どのくらいお金がかかるかわかりませんか。

○ 健康増進課長

初診往診料につきましても、基本的に含んだ金額でございます。初診往診料につきましても、今回の1歳引き上げ分の対象になるということでございます。

○ 楡井委員

確認ですけれども、初診料も市の負担になると、こういう理解、私はそういう理解していなかったわけですね、そういう理解でいいわけですね。どうも済みませんでした。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第14号 専決処分の承認について（飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例）」について承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 専決処分の承認について（福岡県後期高齢者医療広域連合の設置）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第15号 専決処分の承認について（福岡県後期高齢者医療広域連合の設置）について、議案書つづりの47ページから59ページまでに掲載いたしております。補足説明いたします。

新たに創設されました後期高齢者医療制度の効果的な実施を図るために、福岡県内すべての市町村の協議によりまして規約を定め、県内全市町村の加入による福岡県後期高齢者医療広域連合を設置することにつきまして、議会の承認を求めるものでございます。

今回の福岡県後期高齢者医療広域連合を設置することにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第48号におきまして、後期高齢者医療の事務を処理するために、都道府県の区域ごとに当該区域内すべての市町村が加入する広域連合を設けるものでございます。平成18年度中において設置しなければならないというふうに規定されているものであります。

なお、今回の広域連合設置に至る経過につきましては、昨年9月1日に福岡県副知事を会長に福岡県広域連合設立準備委員会が設置されて以来、県市町村の実務者によります設立準備委員会代表幹事会におきまして、広域連合の規約案等を検討いたしまして、準備委員会町村長会、市長会等で協議が重ねられ、今回の規約案の提案というふうになっております。

規約案でございます条文の説明を簡単にいたします。議案書49ページから記載いたします。

第1条におきましては名称を、第2条において、県内すべての市町村をもって組織すること、第3条において広域連合の区域、第4条において広域連合と市町村の事務の区分、第5条で広域連合が策定する広域計画の項目、第6条で事務所の場所を規定いたしております。第7条において、広域連合の議会の議員の定数を34人とし、関係市町村の議会の議員、または町によって組織するとしております。第8条において、広域連合議会の議員数の定数配分の考え方、選挙の方法を規定いたしております。県内13医療機関、医療圏及び両政令使用独立区分といたしまして、県内15地区に区分し、各区分から原則2名、政令市及び30万人を超える医療圏からは3人を選出し、総数34人とするとしております。第9条では、広域連合議員の任期を、第10条では、広域連合議会の議長、副議長の数及び任期、第11条から14条では、広域連合長等の広域連合執行機関の組織、選任方法、任期等について規定いたしております。第15条では、選挙管理委員会に関する規定、次のページお願いします。第16条では監査委員に関する規定、第17条では、関係市町村の負担金の額を別表第3のとおり規定いたしております。共通経費につきましては、別表第3の方でございます。共通経費につきましては均等割、高齢者人口割、人口割に分けて、均等割につきましては、人口の少ない町村に配慮した負担割合をとっております。第18条では、委任事項を規定いたしております。

次に、附則の説明でございますが、それぞれに必要な経過措置を設けております。第1の附則の1では、施行期日でこの規約は19年3月30日から施行するとし、会計管理者に関する事項に関しましては、19年4月1日からといたしております。附則の2において、広域連合の処理する事務に関しては、平成20年3月31日までの間は、事務の準備期間とするという経過措置を設けております。附則の3では、広域連合の議員の選挙の方法の経過措置といたしまして、第7条第1項の規定で、広域連合の議員は34名となっておりますが、平成21年3月31日までの間は77人とするということにいたしております。また、選挙の方法につきましては、第8条の規定にかかわらず、北九州、福岡市は4名、大牟田、久留米、飯塚、柳川市及び宗像市にあっては2名ずつ、その他の市町村にあっては1人を選挙するということといたしております。附則の4では、77人の広域連合の任期を21年3月31日まで、附則の5では、広域連合長が選挙されるまでの職務執行者を規定いたしております。附則の6、7では、広域連合設立後初めて行う選挙の方法、附則の8では職員的位置づけ、不足の9、10、11では、共通経費の高齢者人口割の基礎となる数値に関しまして、合併前の廃置分合前の市町村の数と読みかえる規定を設けております。

附則の12、13では、同じく共通経費の人口割の基礎なる数値に関して規定いたしております。

以下、別表第1におきましては、事務の区分を、別表第2におきましては、医療圏ごとの市町村と選挙すべき人数を規定いたしておりますが、区分11の方に、飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町で2人を選出するというふうになっております。別表第3におきましては、負担すべき経費を明記いたしております。

なお、補足でございますが、3月30日に、広域連合長の選挙が執行されております。3月30日付をもって認可を受け、連合長の選挙の受付、それと執行ということで立候補者が久留米市長の江藤市長1人ということで、広域連合長には無投票で久留米市長の江藤市長が当選ということで選任されております。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

この後期高齢者医療保険に関する広域連合ということになるんですけれども、この後期高齢者と言われる飯塚市民の人数はおわかりでしょうか。

それと、その高齢者の方たちは、従来子供さんとかいうことでの、例えばですね、そういう人たちの扶養になっている場合があると思うんですね。その人たちも、今度はこの後期高齢者医療保険という形で独立しなければならないわけですので、その扶養から外れなければならない人がどのくらいおられるのかというのわかりますでしょうか。

○ 健康増進課長

後期高齢者の人数ということで、高齢者人口になると思います。19年度のいわゆる市町村負担の算定となる人数で報告させていただきます。1万6,694人、これは18年度9月末の人口をベースといたしております。

それと、後段の家族の扶養となっておられるという数につきましては、現時点では把握できておりません。19年度の国民健康保険の賦課が終了いたしますと一定の数がある程度把握できるのかなというふうに理解しております。

○ 楡井委員

1万6,694人という数字は、その扶養となっている人も含めての数ということでいいんですね。

○ 健康増進課長

はい、75歳以上の方でございますので独立して医療保険持っている方も扶養の方もおられるというふうに思っております。

○ 楡井委員

かつて介護保険で広域連合というのが組織されました。今でもまだ存在していますが、その際、討議をするときに、これ穂波町など、現在の飯塚市の中でも旧4町は介護保険広域連合に加入しておまして、で、何でこの介護保険の広域連合がいいかという討議をしたときに、執行部の方から介護保険広域連合は、10のメリットがあるというふうに言われて、そのことについて討議をした覚えがあります。これは何年もせんうちに10のメリットどころか10のデメリットというような状況になってあらわれたんですけれども、この後期高齢者広域連合では、そういうようなメリットと言われるようなものは示されていないのでしょうか。

○ 健康増進課長

この本制度の背景につきましては、昨年度の医療制度改革、前年度の医療改正大綱の中に一応示されておりますけれども、現行の基本的に老人医療費の、いわゆる増大というものが続く中におきまして、現行の制度では現役世代と高齢者世代の負担の不公平感があるというふうに指摘されております。このために、いわゆる高齢者医療制度を創設いたしまして、高齢者世代と現役世代の負担を明確にいたしまして、公平でわかりやすい制度とするといったような制度創設の背景が示されております。

このことによりまして、保険財政の基礎、基盤の安定を図るといったようなことでございます。メリットというふうなことでございますけれども、保険料が平準化、県下一保険者にかわるわけでございますので、保険料の平準化、それと、先ほど申し上げました保険財政の安定といったものが図られるというふうに理解しております。なお、デメリット等につきましては、現段階ではこれといったものについては把握いたしておりません。

○ 楡井委員

今公平だとか、それから、わかりやすいとか、平明とかというようなことがお話しの中にありましたけど、今国会の方では、この保険制度の一本化というようなことも言われている状況の中で、必ずしもこの保険、今一本化されようという討議の過程の保険とは若干違うかもしれませんが、この医療保険、そこそこでわかりにくいんですよ、たくさんあって、国保がある、それから、いろいろな健康保険組合があったりいろいろして非常にわかりにくい、それに持ってきて介護保険があり、また今回これができる、特に、75歳以上の方ということですから、そうするとその説明もしなきゃならないということにもなると思うんですよ。そういう意味では、その行政の方たちの仕事量も、相当多くなるという、そういう意味では大変御苦勞をされるわけですが、説明の今あった中にもありましたけれども、医療費が高齢者になればかさむということは、これはもう自然なんですよ。それをお互い順番に、若い人を見ていっているというのが保険制度の本来のあり方なんですよ。ところが、介護保険もそういう形でスタートしましたが、結局、利用する介護者、要介護者にどんどん負担がかかってくる、これも結局、この後期高齢者医療保険も結局そういうふうな方向へ行くんじゃないか、今デメリットは見当たりませんというふうな言葉じゃなかったかもしれませんが、取り立ててありませんというような趣旨のことが述べられましたけど、これは高齢者にとっては最大のデメリットだろうと思うんですよ。もともと70歳になったら医療保険が、医療費がかからなくなると、早く70歳になりたいとまでは思えなれんばってんが、70歳になったら医療保険が、医療費がかからんごとなるからということで、楽しみに一楽しみですかね、そんなふうなことできていた人もおと思うんです。ところが、70歳になったら1割取られるようになった、それが2割になって、3割りになって、そして今度は特別に保険もできたと、こういう年寄りいじめがどんどん続いている状況があると思うんです。

ですから、これはまだ保険料をどういうふうな計算方法で算出するかということなどはまだわかっていないんじゃないかと思うんですけれども、それがわかれば大変なことだと思うんです。これは大体いつごろまでに保険料の計算の仕方などがわかるような状況になるんでしょうか。

○ 健康増進課長

スケジュールでございますけれども、基本的に19年度中には20年4月1日からスタートでございまして、19年度中には決定するという形になるかと思います。まず、6月の議会、各市町村の議会において、それぞれの議員さんを選出していただいて、7月に広域連合の議会があるというふうに聞いております。

そういうことで、今議員も申されましたように、保険料の設定につきましては年度中に設定しなくてはいけない部分でございますので、スケジュール的には12月議会ぐらいには遅くとも提案しなくては間に合わないんじゃないかな、各市町村の。そういうスケジュールになっていくのではないかなというふうには思っております。

○ 楡井委員

去年の6月のことをちょっと振り返って考えてみて思い出していただきたいんですけど、定率減税がなくなって、そして、高齢者控除とかいうのもずっと減って、高齢者の方たちには国民健康保険税の大幅な値上げとか、それから住民税の値上げとかがどんと重なってきて、相当窓口にたくさんの方が来た。800とかいう数字じゃった記憶があるような感じがするんです

けど、そういうあれが来たんです。問い合わせやら、質問やら、苦情やらが。

今度また6月にそのことがもう一遍来ます。定率減税はことし3月15日でなくなっていますから。それに加えてこれが今度は来るわけです。行政の人たちも相当腹構えて対応をしなければならぬ状況が生まれてくると思います。大変なことだと思うんです。

そういう意味で、12月ごろだというふうなことを言われていますけれども、そういう情報は早くやっぱり知らせないかん、市民に。そういうふうに思いますし、そういう意味で説明もきちんとせないかんという関係も出てきていると思います。

当然これを実行する上では、やはり減免制度などもあわせて考えていただかなきゃならぬのではないかというふうにも思いますので、ぜひ市長さんにも、このことについては強く要望をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、17条に示されております17条の(1)、関係市町村の負担金という項目がありますけれども、この負担金は徴収された保険料の中から、保険料というふうないうんですかね。保険料の中から払われるのか、それとも市の独自の単費で払われるのか、これはどうでしょう。

○ 健康増進課長

一般会計の方からの歳出というふうになると思います。

○ 楡井委員

わかりました。

それから、56ページになります。別表がありますけど、この中についてちょっとひとつ、別表の第1の中に、右側の方に括弧がありまして、区分で1、市町村において行う事務の中の2と3について、被保険者証という言葉と同時に資格証明書という言葉があります。この被保険者証はわかるとしても、この資格証明書ということについて、今文言についてちょっと説明をお願いします。

○ 健康増進課長

そこに今回の高齢者医療制度におきましては、独立した制度といたしまして、高齢者からの、先ほどから出ております1割の保険料、いわゆる個人からの保険料並びに若人からの支援金といったことで、これがいわゆるゼロ歳から74歳までの方が対象といたしまして、後期高齢者医療制度の全体を賄うための約4割部分を補てんするわけですが、こういった独立した制度となっておりまして。

そういった意味合いから、基本的に国保等の制度と同じように資格証明書等の発行についても相応の対応の対象の方には発行する制度というふうになっております。現行では老人医療該当者には資格証明書は発行されておりませんが、ただいま申しますように、その中におきまして保険料等の未納等が発生した場合には、原則的な考え方といたしまして資格証明書の発行といったものも制度化されているようでございます。

○ 楡井委員

今説明をお聞きしましたとおり、非常に怖いんです。特に後期高齢者の方たちの医療費というのは、先ほど言われておるように大きな金額になるわけです。そうすると、この資格証明書であれば、国保と同じように1回窓口で全額を払わないかん、そういうことになるわけですから、お金が相当持っておかんと、また、そういうお金があれば保険料は払うわけです。

ですから、年齢の高い人たちがますます病院に行けなくなる可能性というのが、このことによっても生まれてくるんじゃないかというふうに考えられるわけで、大変この制度は怖い内容を持っている制度だというふうに思います。

それと、いま一つ別の質問ですが、この後期高齢者の方たちが国民健康保険から外れるわけですし、その国民健康保険会計に対する影響、これはどういうものがあるか、どういう金額になるかというのはおわかりになりますか。

○ 健康増進課長

金額については、現時点ではわからないというふうにお答えさせていただきます。ただ、影響と申しますと、ただいま申されますように、現在国保会計から老人医療拠出金という形で出しております。いわゆる国保税の中に含まれた部分という形になってまいります。

その拠出の部分については、今回この国保会計上からは除かれます。除かれると同時に今度は歳入部分の国保税の対象者となります。もちろん交付金等の算定の部分もしかりでございますけれども、その税の対象部分というのが、そういう高齢者につきましては、そこそこの家庭によって状況は違いますけれども、高齢者ばかりであれば基本的に収納率と申しますか、年金等からずっと納めていただいている家庭が多ございますので、そういった国保税の収納率のベースから見ますと高い方の部類に入りますので、影響ということで申しますと、そういったところに影響してくるのかなと、金額的に入ってくる方と出す方とのバランスというのは、現時点では、申しわけございませんけど、数値的には把握できておりません。

○ 楡井委員

今の説明をちょっと繰り返します。確認させていただきたいんですが、これは当然、75歳以上の方ですから年金受給者が多いと思われるんです。そうすると、年金から介護保険と同じように天引きされるということになるんですかね、この後期高齢者医療保険の保険料は。天引きですね。一わかりました。

そういう意味で、納入率が一般の国保よりも高いんじゃないかと、収納率。そういうふうなことが考えられるということですけども、大体介護保険が年金から引かれ、今度はこれが引かれると、大体、一度この新しい市になってから年金の受給の平均はどのくらいだろうかというふうにお聞きしたところ、たしか6万から8万ぐらいの間じゃないかというようなことを質疑したことがあるんですけども、わずかなそのくらいの金額の中から、これは1カ月分で6万から8万という話を聞いたと思うんですけども、その中から介護保険、それから、この後期高齢者保険、これは引かれるわけですから、相当年金生活者の方の懐具合というのは相当痛むと思うんです。

こういうことになると、そして、病院に行っても2割、3割引かれるというような状況になると、本当病院に行くのが怖い、そういう状況がこのちまたに生まれてくるということも十分考えていただいて、先ほどお願いしましたけれども、ぜひ減免制度の拡充というやつはくれぐれも検討していただいて、実行できるようにお願いしておきたいというふうに思います。

以上で、質問は終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

詳しく本会議でまた言わさせていただきますけど、とりあえずここでは反対の態度の表明にとどめさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第15号 専決処分の承認について（福岡県後期高齢者医療広域連合の設置）」について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。10分間お願いします。

休憩 15:00

再開 15:10

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、「議案第25号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計暫定予算）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

予算書175ページをお願いいたします。議案第25号 平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計暫定予算でございます。補足説明をいたします。

第1条におきまして暫定予算の歳入歳出予算の総額を、歳入28億2,141万円、歳出49億8,863万9,000円と定めるものでございます。暫定予算でございますので、通年予算額を7月までの暫定期間内における歳出の必要額、歳入の見込み額のみを計上いたしております。補足でございます。通年予算の歳入歳出総額を149億6,046万6,000円といたしております。

通年予算の中で18年、19年の大きな違いと申しますのは、保険財政共同安定化事業、これは昨年度12月の補正予算の折に提案いたしました30万円を超える医療費のレセプトにかかわる共同事業部分でございます。これが新しく19年度は項目として入っております。この部分が約15億、全体の中での動きとしてこういう部分が入っておりますので、それを加味した暫定予算になっております。

まず、歳出予算から説明いたします。予算書185ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費において1目一般管理費で、本庁、支所を含めた職員の人件費並びに経常的な事務費を計上いたしております。次のページをお願いいたします。

2目連合会負担金、3目医療費適正化特別対策事業費、次の2項徴税费、3項運営協議会費等では、レセプトの点検や資格の適正化事務、賦課徴収に係る事務、国保運営協議会の賄い等にかかわる経費としてそれぞれ計上いたしております。

2款保険給付費1項療養諸費におきましては、一般被保険者並びに退職被保険者にかかわる保険給付費と国保連合会によるレセプト審査手数料を合せまして28億7,431万1,000円を計上いたしております。次に、2款2項高額療養費の給付費につきましても、同じく3億5,200万6,000円を計上いたしております。次のページをお願いいたします。

3項出産育児諸費では1人当たり35万円の支給を行うもので、次の4項葬祭諸費では1件当たり4万円支給するものでございますが、それぞれの所要額を見込んで計上をいたしております。

3款1項老人保健拠出金では、老人医療費の拠出割合に応じまして社会保険診療報酬支払い基金へ提出するもので、事務費と合せまして939万3,000円を計上いたしております。

次に、4款1項介護納付金では、2号被保険者に対する介護給付費納付金を同じく2億4,531万3,000円計上いたしております。

5款1項共同事業拠出金ですが、高額医療費共同事業に保険者として拠出するもので、合計で4億2,023万9,000円。

次の6款1項保健事業費では、短期1日人間ドックの実施と、検診後の保健指導を行いますヘルスアップ事業の委託料、また、被保険者にはり・きゅう券を交付する助成を行うもので、所要経費を合計2,624万3,000円を計上いたしております。

以下、7款諸支出金、8款予備費をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入について説明させていただきます。恐れ入ります181ページに戻っていただきたいと思っております。

1 款 1 項国民健康保険税でございます。国保税につきましては、国保事業の健全な運営を図るため昨年、国保運営協議会の答申を受けまして税率の改正を行っております。改正税率につきましては、医療分で所得割 10.5%、試算割 15%、均等割、1 人当たりでございますが、2 万 4,600 円、平等割、世帯割ですが、2 万 4,900 円、介護分では、所得割 2.3%、均等割 1 万 800 円によりまして計算をいたしております。

なお、積算の基礎となります数字につきましては、18 年度の当初賦課資料を基礎に行っております。

1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税で、それぞれに医療給付費分と介護納付金分並びに滞納繰越分を区分いたしまして 6 億 5,127 万 9,000 円を計上いたしております。

2 款は使用料及び手数料でございます。3 款国庫支出金 1 項国庫負担金で一般並びに老人保健拠出金、介護納付金等にかかります国の負担分 34%並びに、次のページをお願いします。高額医療費共同事業の負担分 4 分の 1、合わせまして 9 億 7,734 万 4,000 円を計上いたしております。

次の 2 項国庫補助金では、国の調整交付率 15%を見込んで積算いたしておりますが、1,000 円の存置科目で計上をいたしております。

4 款 1 項療養給付費交付金は、退職被保険者療養諸費等にかかわる支払い基金から交付されるもので、見込み 7 億 7,853 万 9,000 円を計上しております。

5 款県支出金 1 項県負担金の高額医療費共同事業にかかわる負担分、2 項県補助金の定率交付金につきましても存置科目で 1,000 円でございます。

6 款 1 項共同事業交付金で 80 万円以上の医療にかかります高額医療費共同事業分並びに 30 万円以上の医療にかかわる保険財政共同安定化事業分で計 4 億 375 万 8,000 円を計上いたしております。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、低所得者の保険料軽減分等にかかわる保険基盤安定事業繰入金で、存置科目といたしております。次のページをお願いします。

10 款諸収入 3 項雑入で、第三者行為にかかわる納付金や短期人間ドック受診者の負担金等をそれぞれ計上いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

暫定予算のために、前年比などで検討ができませんので、質問はとりあえず差し控えましたけれども、今回の国保会計の予算案は、結局昨年 12 月で大幅に保険税が引き上げられるということになりまして、そして、当然介護保険の方も引き上げられるということになったことが反映をされている内容の暫定予算だと、その一部だというふうに思いますので、そういう意味では、どうしてもこれを認めるわけにはいかないというふうに思います。

今の説明の中でも減免制度などについての言及が全然ありませんし、そういうことについての配慮も全くないのかなというようなことも含めて今後討論、質疑も強めていかなきゃならないというふうには思います。いずれにいたしましても、この暫定予算案、私としては認められないということで、反対の態度を表明いたしたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第25号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計暫定予算）」について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市老人保健特別会計暫定予算）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

予算書191ページをお願いいたします。議案第26号 平成19年度飯塚市老人保健特別会計暫定予算について補足説明いたします。

第1条におきまして暫定予算の歳入歳出予算の総額を、歳入34億9,277万2,000円、歳出47億7,806万3,000円と定めるものでございます。暫定予算でございますので、通年予算額を7月までの暫定期間内における歳出の必要額、歳入の見込み額で計上をいたしております。

老人保健につきましても通年予算総額を参考に申し上げますと、136億4,750万円でございます。予算書の196ページをお願い申し上げます。

まず、歳出予算から説明いたします。1款総務費1項総務管理費において1目一般管理費で、職員の人件費並びに経常的な事務費を計上いたしますとともに、2目医療費適正化推進事業費でレセプト点検委託料や訪問指導看護師にかかわる経費といたしまして2,258万4,000円を計上いたしております。

2款1項医療諸費におきましては、老人医療対象者の数、また受診率の伸びを見込みまして、医療給付費等の所要額として47億5,542万9,000円を計上いたしております。

3款では、予備費5万円でございます。

次に歳入でございますが、前の194ページをお願いいたします。1款1項支払い基金交付金では、診療報酬支払い基金からの交付金17億6,953万6,000円でございます。

2款2項国庫負担金で13億9,671万2,000円。3款1項県負担金で3億2,184万6,000円。国及び県からの負担金として計上をいたしております。

以下、4款繰入金、5款繰越金、6款諸収入をそれぞれ見込み額計上いたしております。

以上で、老人保健特別会計の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第26号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市老人保健特別会計暫定予算）」について承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市介護保険特別会計暫定予算）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

議案第27号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市介護保険特別会計暫定予算）の補足説明をいたします。予算書の199ページをお願いいたします。

第1条におきまして保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入を24億8,360万3,000円、歳出を34億1,927万2,000円と定め、同条第3項におきまして介護サービス事業勘定の歳入歳出の予算の総額を、歳入を2,588万9,000円、歳出を6,840万3,000円と定めるものでございます。

なお、この予算は4月から7月まで4カ月間の暫定予算でありまして、歳出は実際に必要な支出額を、歳入は実質収入が見込まれる額を計上しておりますので、収支のバランスはとっておりません。

次に、保険事業勘定の歳出の方から事項別明細で、主な項目のみ説明させていただきます。209ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費7,188万2,000円は、介護保険業務に携わる本庁職員の4カ月間の人件費及び経常的な経費が主なものでございます。211ページをお願いいたします。

同款3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費837万9,000円は、要介護認定審査を行います介護認定審査会の委員の報酬が主なもので、同じく3項2目の認定調査等費3,095万9,000円は、要介護認定調査を行う訪問調査員の賃金と要介護認定審査に要する主治医意見書等作成手数料が主なものでございます。212ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、4カ月間に必要な介護サービス及び介護予防サービスの利用に係る保険給付費でございます。1項の最後サービス等諸費26億5,840万6,000円は、要介護1から5の方の介護サービスの利用にかかる保険給付費で、1目の居宅介護サービス給付費9億7,881万4,000円、2目の施設介護サービス給付費13億3,458万円が主なものでございます。

213ページの2項介護予防サービス等諸費3億5,533万7,000円は、要支援1、2の方の介護予防サービスの利用に係る給付費で、3億223万9,000円が主なものでございます。

2款の介護給付費の1項から5項までの合計は、32億920万7,000円となっております。4月から7月までの4カ月間に必要な保険給付費を計上させていただいております。214ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費2項介護予防事業費2,085万9,000円は、要介護状態等になる恐れのある特定高齢者を対象とした事業費でございます。216ページをお願いいたします。

同じく3項包括支援事業費任意事業費は、介護等にかかる総合相談、権利擁護事業等や在宅介護を支援する事業費で、1目の総合相談事業1,933万5,000円は、在宅介護支援センター運営事業委託料になります。3目の任意事業費2,464万1,000円は、緊急通報システム、在宅介護用品などの給付費で、高齢者が在宅生活を継続していけるように支援する事業費でございます。

歳出の説明を終わりました。歳入の説明をいたします。206ページをお願いいたします。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、7月までの保険料収入を4億2,726万7,000円を計上いたしております。現年の分は年間平均の第1号被保険者数を3万1,390人と見込みまして、4月、6月の特別徴収から入る保険料分が主なものとなっております。

次に、3款の国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金5億6,338万8,000円は、歳出、保険給付費の32億920万9,000円に対する介護給付費の義務負担割合で計上いたしております。

4 款の支払い基金交付金、5 款の県支出金も、それぞれの歳出の交付対象事業費に対する義務負担割合で計上いたしております。208 ページをお願いいたします。

8 款諸収入3 項雑入の1,031 万5,000 円は、生きがい活動通所支援事業、食の自立支援事業など地域支援事業等にかかる利用者負担金収入が主なものでございます。

次に、介護サービス事業勘定の補足説明をいたします。歳出から先に説明をいたします。224 ページをお願いいたします。

1 款総務費1 項総務管理費2,085 万9,000 円は、主任ケアマネージャーの賃金と車両購入費が主なものとなっております。

2 款事業費1 項居宅支援事業費4,704 万4,000 円は、管理者及びケアマネージャーの賃金と居宅支援事業の委託料が主なものとなっております。

次に、歳入ですけれども、223 ページをお願いいたします。

1 款サービス収入1 項予防給付費収入1 目介護予防サービス計画費収入2,562 万1,000 円は、予防給付のケアマネジメントに対する保険勘定からの収入でございます。

以上で、平成19 年度飯塚市介護保険特別会計暫定予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

25 号議案との関連もありますし、介護保険の事業そのものについての内容についての疑義もありますので、この点については、そういう意味で、この27 号議案については反対ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第27 号 専決処分の承認について（平成19 年度飯塚市介護保険特別会計暫定予算）」について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30 号 専決処分の承認について（平成19 年度飯塚市介護サービス事業特別会計暫定予算）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第30 号 平成19 年度飯塚市介護サービス事業特別会計暫定予算の補足説明をいたします。予算書の251 ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計暫定予算につきましては、特別養護老人ホーム桜の園の7 月までの暫定予算であり、その歳入は3,983 万円、歳出は1 億1,673 万円と定めております。

内容につきましては、事項別明細書の歳出から主な項目のみ説明させていただきます。255 ページをお願いいたします。

第1 款事業費、第1 項施設介護サービス事業費、第1 目施設介護サービス事業費の委託料1 億1,617 万8,000 円は、特別養護老人ホーム筑穂桜の園の指定管理者であります社会福祉協議会への委託料でございます。

第2 款基金積立金、第1 項基金積立金、第1 目特別養護老人ホーム運営基金積立金につま

しては、19年度の歳出から委託料や介護サービス施設事業債、過疎対策事業債の償還金等の歳出を除いた金額を運営基金として積み立てるものです。

第3款公債費、第1項公債費、第1目利子につきましては、桜の園の施設整備の際に起債した介護サービス事業整備事業債の償還金でございます。

第4款諸支出金、第2項繰り出し金、第1目一般会計繰り出し金につきましては、桜の園の施設整備の際に起債した過疎債の償還金で、一般会計において償還するため、一般会計に繰り出しをするものです。

なお、特別養護老人ホーム運営基金積立金、介護サービス施設整備事業債、過疎対策事業債の返還金につきましては、7月までには支出する見込みがないため、存置科目として1,000円を計上いたしております。

歳入の主な項目のみ説明させていただきます。254ページをお願いいたします。

第1款サービス収入、第1項介護給付費収入、第1目介護給付費収入、第1節介護福祉施設介護給付費収入の2,238万9,000円は、特別養護老人ホームの介護保険収入でございます。第2節短期入所生活介護給付費収入の146万9,000円は、ショートステイの介護保険収入でございます。第2項自己負担金収入、第1目自己負担金収入の1,597万1,000円は、特別養護老人ホーム及びショートステイの自己負担金でございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

歳入の方になるとは思いますけども、施設利用者からの利用者負担、これは前年比と比べてどういう、多分昨年4月の法改正で個人負担がふえているというふうに思われますけども、これどんなふうに、前年と比較したらどのくらい負担がふえるかわかりですか。

○ 高齢者支援課長

お答えいたします。

18年度収入は、18年度の当初予算では、まず特養分につきましては4,102万2,000円を当初予算で計上いたしております。今回の年間予算につきましては、4,509万4,000円を予定いたしております。比較いたしまして389万2,000円、ショートステイの分につきましては163万6,000円から282万2,000円、118万6,000円の収入増となっております。

この計算根拠につきましては、確かに単価といいますか、介護保険の単価が上げられておりますので、上昇しておりますので、その分の見込みと、それと、全体の90%を見込んでおるものを95%と収入増を、全体からの理論上の収入から5%増加した額を見込んでおりますので、これだけの金額が収入増として考えております。

○ 楡井委員

いずれにしても個人の負担がふえているということの反映になるというふうに思います。

質問は、以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今質問しましたように、このサービス事業も、介護保険の法律上の、問題だとは思いますが、いずれにしても個人負担の増ということについては認められないということがありま

すので、この議案については反対の態度を表明させていただきたいと思いを。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第30号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市介護サービス事業特別会計暫定予算）」について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。（挙手 賛成多数）

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市学校給食事業特別会計暫定予算）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 学校給食課長

それでは、議案第35号 専決処分、平成19年度飯塚市学校給食事業特別会計暫定予算について補足説明をさせていただきます。暫定予算書の289ページをお願いいたします。

暫定予算としまして、4月から7月までの4カ月間の収支を見込みまして予算を計上しております。第1条で暫定予算の総額を、歳入1億2,031万2,000円、歳出を4億144万2,000円と定めるものでございます。

内容の主なものから説明をさせていただきます。

まず、歳出の主なものから説明をさせていただきます。294ページをお願いいたします。

1款学校給食費1項学校給食費1目一般管理費の計1億8,788万2,000円は、職員、再任用嘱託職員を含めまして52名の給料、職員手当等と調理補助の臨時職員等にかかる経費を計上いたしております。また、1節は学校給食運営審議会の委員の報酬を計上しております。次のページをお願いいたします。

19節に負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金としまして1,335万9,000円を計上いたしております。同じく295ページの下の方には、2目給食事業費といたしまして5,107万7,000円を計上いたしております。

内容の主なものといたしましては、2カ所の給食センター及び13校の給食施設の運営を行うための経費、光熱水費及び施設を維持管理するための施設整備、各種保守点検委託料等の経費と、飯塚給食センター配送業務等委託料及び庄内中学校調理業務委託料等であります。297ページをお願いいたします。

3目といたしまして学校給食賄い材料費の1億5,748万2,000円は、児童生徒及び教職員を含めた給食賄い材料費を計上いたしております。内訳といたしましては、小学校22校の児童及び教職員7,447名、中学校12項の生徒及び教職員3,895名及び幼稚園児107名の合計1万1,449名分の賄い材料費であります。

続きまして、歳入の主なものについて説明をさせていただきます。もとに戻っていきまして292ページをお願いいたします。

1款給食事業収入1項給食事業収入1目の学校給食費の1億1,989万6,000円は、歳出で説明いたしました1万1,449名分の給食費の収入を見込んで計上しております。

3款繰入金1項一般会計繰入金につきましては、市が負担すべきものとされております職員給与、手当、賃金及び施設の維持管理費等に充当されるものでありまして、暫定期間中に収入を今の段階で予定しておりませんので、存置科目として1,000円の計上をしております。

それから、5款諸収入1項雑入につきましては、臨時職員の社会保険料負担金及び給食費の過年度収入であります。

暫定予算は、予算が成立するまでのつなぎ予算として収支の均等とはっておりませんので、

歳入歳出は同額となっております。

以上、簡単ですが、飯塚市学校給食事業特別会計暫定予算の概要の説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第35号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市学校給食事業特別会計暫定予算）」について承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計暫定予算）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第36号 平成19年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計暫定予算の補足説明をいたします。

予算書の301ページをお願いいたします。養護老人ホーム運営事業特別会計暫定予算につきましては、養護老人ホーム愛生苑の7月までの暫定予算であり、その歳入は3,017万7,000円、歳出は1億2,479万6,000円と定めております。

内容につきましては、事項別明細書の歳出から主な項目のみ説明させていただきます。305ページをお願いいたします。

第1款養護老人ホーム費、第1項愛生苑費、第1目管理運営費の1億2,429万6,000円は、愛生苑の職員の人件費及び管理運営費であります。第2節給料1,831万2,000円、第3節職員手当等1,360万8,000円は、職員13人分の給料及び職員手当などでございます。第4節共済費885万5,000円は、職員13人分、嘱託職員4人分、臨時職員2分の共済でございます。第7節賃金558万6,000円は、嘱託職員4人分、臨時職員2人分の賃金でございます。306ページをお願いいたします。

11節需用費のうち賄い材料費1,206万6,000円は、入院されている方を除く100名分の食材費でございます。13節委託料1,140万3,000円は、調理業務を初め7業務の業務委託料でございます。第15節工事請負費3,690万円は、入所者の居室の冷房設備新設工事及び各所補修工事でございます。20節扶助費224万円は、入院されている方への日用品費や無年金者に対する扶助費でございます。

歳入の主な項目のみ説明させていただきます。304ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目老人福祉施設措置費負担金3,010万8,000円は、飯塚市外からの入所者見込み52人に対する措置費でございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

歳出の方の工事請負費3,690万というのが計上されておりますけども、居室冷房設備新設工事ということになっていますが、これは現在は冷房施設がないんですか。

○ 高齢者支援課長

現在、愛生苑には冷房施設はございません。

○ 楡井委員

これも先ほどの穎田病院の機械の導入と同じで、来年、柏芳会でしたか、ここに譲り渡すわけです。今まで長い間冷房なしでお年寄りの人たちなかなか苦しい生活といますか、過ごしにくい状況をつくってきた、そういう中で生活されてこられたにもかかわらず、今回これをつけることについては、お年寄りの人は一夏でも喜ばれるとは思いますが、何でも、何でもまた今ごろこうなんやろうかと、こういう疑問がわくんです。どうしてことしこれを計上するようなことになったんでしょうか。

○ 高齢者支援課長

愛生苑につきましては、昭和50年に建設され老朽化いたしております、いろいろな課題があります。冷暖房施設につきましてもその一つでございます。また、愛生苑は18年度末をもって飯塚広域圏の事務組合から本市へと運営がかわりますけれども、かわっておりますけれども、老人ホームの施設管理基金につきましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町との合意によりまして全額飯塚市に帰属して、愛生苑の施設整備費及び管理運営の財源として19年度にそのすべてを使用すると、こういう取り決めが行われております。

このため、私どもといたしましては、今までつけ切れなかった冷房施設の整備、これにこの資金を充てさせていただきたいと、このようなことから予算を計上させていただいております。

また、本来であれば当初予算に計上すべきですけれども、当初予算の審議自体が可決されるのが6月過ぎると思いますので、それから工事等をやっておりますと秋近くになってまいりますものですから、この暫定予算に計上させていただいたわけでございます。

○ 楡井委員

この財源内訳で言えば、この3,690万というのは全部一般財源ですか。

○ 高齢者支援課長

一般財源でございます。

○ 楡井委員

保育所のクーラーについては、これは全額10分の10国の補助でつけるようになった。これはまた大変いいことだと思うんですが、このやっぱり今聞くとところによると、今の時期に3,690万も出して何でつけるのかなという疑問がどうしてもぬぐい去れませんので、これは水かけ論になることになると思いますので、答弁としては今の、先ほどあったやつの繰り返しになるんじゃないかというふうに思いますので、改めて今ここで答弁は求めませんけれども、大いに疑義の残る予算だなというふうに意見を述べておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今申しました疑義がどうしても残りますので、この予算については認めること、これは専決ですから、認めることはできないということで反対をいたします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第36号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市養護老人

ホーム運営事業特別会計暫定予算) について承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第40号 専決処分の承認について(平成19年度飯塚市立頼田病院事業会計暫定予算)」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 病院局事務長補佐

議案第40号 専決処分の承認について(平成19年度飯塚市立頼田病院事業会計暫定予算)の補足説明をいたします。別冊になっております19年度の暫定予算書をお願いいたします。

今回の暫定予算は、一般会計と同様に歳入につきましては実収入見込み額を、歳出につきましては経常経費を中心に4月から7月までに支出しなければならない経費を計上しています。1ページをお願いいたします。

第2条第2号の患者数は、入院患者数8,300人、外来患者数は1万6,700人を見込んでいます。第3条規定の第1款病院事業収益は、第1項の医業収益3億985万7,000円、第2項の医業外収益6,360万円で、合計3億7,345万7,000円を計上しています。

支出の第1款病院事業費用は、第1項医業費用3億1,677万3,000円、第2項医業外費用30万3,000円の3億1,707万6,000円を計上しています。

第4条の一時借入金の限度額は4億円と定めています。2ページをお願いいたします。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち第1号の職員給与費は1億6,971万2,000円としています。第6条の他会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億67万7,000円と定めています。14ページをお願いいたします。

入院収益は、患者数、一般4,800人、療養3,500人の計8,300人分で、1億4,065万円を計上しています。外来収益は、患者数1万6,700人分で、1億2,525万円を計上しています。その他医業収益の他会計負担金は、救急告示指定病院負担金等3,848万3,000円を計上しています。15ページをお願いいたします。

医業外収益の負担金交付金の他会計負担金は、不採算地区医師・看護師人件費補てん等6,144万4,000円を計上しています。17ページをお願いいたします。

職員給与費は、職員42人分としまして1億6,971万2,000円を計上しています。19ページをお願いいたします。

材料費は、薬品費など7,001万円を計上しています。20ページをお願いいたします。

経費の主なものとしまして、光熱水費809万円、修繕費414万5,000円、委託料4,875万円、合計7,625万1,000円を計上しております。

以上で、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 楡井委員

第2条に関してお聞きいたします。見込みの決算として18年度の当初予算のときの計画と、それからこの実績、これはどういうふうなことになるのですか、人数です。

○ 事務長補佐

平成18年度予算では、当初としまして入院患者数を2万4,000人、委員、合計でよろしいでしょうか。一当初予算では、入院患者数が合計2万4,000人、外来が5万人、その後補正におきまして入院の方は1万9,200人、外来は3万4,630人で補正しております。

○ 楡井委員

その数字に対して18年度の見込み決算が出ていますでしょ、それが1万9,200人というふうに大幅に修正したものでありますけれども、この1万9,200人に対してどうだったかなという数字なんですけど。

○ 病院局事務長補佐

平成18年度の実績といたしまして、入院患者数合計は1万7,050人、外来患者数は3万4,617人となっております。

○ 楡井委員

当初予算から比べると、入院患者で約7,000人、それから、外来でいえば1万5,500人ぐらいの差になっています。それを踏まえてこの暫定予算を組まれたと思うんですけど、今そこ数字に上がっている部分については、これは4月から7月までの分の入院患者と外来の予定だというふうに思われるんですけども、この予定数が18年度の4月、7月分と比べてどういう関係になっていますか。

○ 病院局事務長補佐

本年度につきましては医師もかわりまして、昨年度4月当初おみえになられた先生の方が、病院の方がどうなるかわからないという状況の中で、患者さん、もちろん医療の余り必要のない方といいますか、療養病棟がありますので、そういったふうなところで入院された患者さんを退院していただいたという経緯もございます。

また、今回、先ほど言いましたように医師もかわりまして、飯塚病院グループさんの方より、今現在既に患者さんを何とかふやしていただくというふうなことで行っていたいております。

○ 楡井委員

質問がわからなかったのかなとは思いますが、だからもう一遍聞きます。

平成18年の決算見込みの4月から7月までの入院、この4カ月間の入院患者数と外来患者数、それと、その第2条に示されている数字とどういう関係になりますかということです。

○ 委員長

暫時休憩いたします。10分間いたします。

休 憩 16:04

再 開 16:12

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○ 病院局事務長補佐

大変失礼しました。入院患者数につきましては、本年度8,300人に対し18年度6,528人、外来患者数は1万6,700人に対し18年度1万2,338人となっております。

○ 楡井委員

ここでも昨年補正で大幅に下方修正しました。今度もまたそれに懲りずにとかいうて言葉が正確かどうかわかりませんが、またかなり大幅の数字を上げております。これで果たして本当に病院事業の会計を真剣に追及といいますか、実行しようというふうに思われているのかな、どうとかなという、どうしても疑問なんです。ええくそ、それは上げちょけ上げちょけと、そして、そこにかんことあったら補正したらいいやんかと、こげな考え方が根っこにあるんじゃないかなという気がするわけです。

これ本当に8,300人上げて、この4カ月間で実際やろうとしている腹づもりは実際あるんですか。お聞きします。

○ 病院局事務長

今のお尋ねの件でございますけども、昨年は、この病院の先生の問題もございまして、例えば入院患者が外に行ってしまう、外来患者が違う病院に行ってしまうというふうな流れがございました。現在は、先ほども補佐が申しましたが、飯塚病院、これは柏芳会の方でございます

が、こちらの方とも連携をとりまして、入院患者数あたりも増加しております。

また、先ほどの議案13号で提案をさせていただいておりますけれども、機器の更新もござい
ます。そういった中で何とかこの数字はクリアしたいと、頑張っていきたいというふうに考
えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 楡井委員

今呼び水的に4,400万の機械の話も出ましたけど、本当にこれが機能、患者さん呼び
込む機器となればいいんですけども、果たしてそうなのかなと、実際今どのくらいの人
がこれを使っているかという数字も掌握されていないというような状況の中ですから、
大変危ぶまれるというふうに思うわけです。

次に移りますけれども、第4条、それから第6条、第7条に数字がそれぞれ列記をされて
おりますが、この数字は年間の予算額なのかどうか、年間ということでもいいんですか。

○ 事務長補佐

そのとおりであります。

○ 楡井委員

では、この4条の4億円、それから、第5条の1億6,991万2,000円、さらには6条
は1億67万7,000円、そして第7条は4億円、この数字はどういうことを想定して計上
されたものでしょうか。

○ 病院局事務長

5ページをお願いしたいと思いますが。資金計画書というのがございます。この中で受け
入れ、歳入です。収入と支出の明細を上げておりますが、支出の方からのバランスをとったもの
というふうに考えております。

○ 楡井委員

収支のバランスをとったものという御答弁ですが、結局中身がない、数字合わせということ
になるんですか。例えば一時借入金の限度額、4億円以上は借りませんよと、こういう条文で
しょ。それから、一番最後の7条で言えば、棚卸資産の購入限度額は4億円ですよと、これ以
上、局から今お聞きしたところによると、薬だとかその他いろいろ消耗品的なものを購入する
金額でしょうけども、これは4億円以上買いませんよと、こういう縛りです。

6条について言えば、会計から補助を受ける金額はという形ですから、これには縛りが
ないことになっています。しかし、それでも67万7,000円という小さな数字までが年間
予算として計上されているわけです。

ここに前年度は4,400万円を最後に組み入れられてきたことになるわけですけども、
そういう今言われたような形で7,000円という、年間の予算で7,000円というような端
数のところまできちんと出されている内容のこの条文が、説明によると、この収支の
バランスとりというようなことの説明では、これ何のための予算書なのかなという疑問
がわくわけです。こんな予算書というのはあるんですか。答弁願います。

○ 病院局事務長補佐

第6条に上げております金額1億67万7,000円につきましては、暫定予算書の
14ページをお願いいたします。14ページの下の方になりますが、他会計負担金3,848万
3,000円、それと15ページをお願いいたします。同じく他会計補助金75万円、それと
15ページの負担金交付金6,144万4,000円、以上足し合わせたものが1億67万
7,000円となっております。

○ 楡井委員

それはいいんです。それはいいと、それはいいんですけども、結局、物の説明の言い方とい
いますか、物の言い方といいますか、バランスとりですよとかいうようなことを言われると、
我々としても信用がおけないというふうに思うわけです。ですからもっと、これ予算書ですか

ら、少なくとも何百人もの患者さんの命を預かる事業をやっているわけですから、そんなふうないいかげんなことではやっぱりだめだと思うんです。それはぜひ気をつけていただきたいというふうに思うわけです。

それから、第4条になるんですか、今の、先ほどバランスとりと言われた表、5ページの表の中で、一時借入金というのが7項目にあります。前年度は2億8,000万、そして、今年度の当初予算が1億5,000万と、△の1億3,000万というふうに書いてありますが、今年度は支出の方を見ると、4番で一時借入金返済ということで、これが前年度と今年度が全く逆の数字になっているわけです。前年度が1億5,000万で当年度予算が2億8,000万、この同じ数字をつなぐとかけ印になるわけです。これはどういう意味をあらわすんですか。ちょっと私も専門家じゃないものでわからんわけですが、この説明をちょっとしてください。

○ 病院局事務長補佐

左側の前年度決算見込みにつきまして2億8,000万、当年度予定額が1億5,000万円とありますが、支払いにつきましては、済みません。申しわけありません、ちょっとよく解釈できておりませんので。

○ 病院局事務長

これは、資金がもともと頤田病院の方は不足しております。そういった意味で、借りかえの状況を示しておるところでございます。ですから、今年度は2億8,000万を、要するに前年度の一借の分をお返しして、また新たに1億5,000万借り入れようとするものでございます。

○ 楡井委員

前年度2億8,000万、これは借りたんですよね、借入ですから。ことしは1億5,000万借りますと、そして、払うのはこの1億5,000万借りたものをそのまま返しますと、そうすると、この前年度借りた2億8,000万がここに残るということになるわけですが、これは今年度支払うお金でしょ、この2億8,000万というのは。これはどういうことなのか、私も貸したり借りたりの話がよくわからんのです。わからん者がわからんように見るから、わかるようにこれをきちんと説明をしてもらわんといかんのかなというふうに思いますが。

同時に、もし借りた分を返して、返した分を借りるといようなことと言えば、借金は全然減らないことになります。それで、13ページをちょっと見ていただきたいんですけど、これもまた私も、こういうこういう総明計算書というやつなのか、余り勉強をしていなくてわからないんですけど、この一番最後の、当年度末処理欠損金というのが一番最後にあって、3億8,700万云々とありますけど、この数字が当年度末処理欠損金ということですから、これが累積の赤字ということになるんですか。

○ 病院局事務長補佐

18年度末での欠損金となります。

○ 楡井委員

そうした場合、当年度純損失ということで2億3,900万、約2億4,000万ほど、これが18年度の欠損ということに、これは18年度の欠損ですか、それとも17年度の欠損ですか。

○ 病院局事務長補佐

当年度純損失につきましては、平成18年度の予定額、全年度繰越欠損金は平成17年度の繰越欠損金となっております。

○ 楡井委員

それを合すると3億8,786万8,000円と、こうなるわけですね。

先ほど何号でしたか、補正2号のところで検討しましたときに、留保金で4,400万のうちの半分の2,200万円を補てんすると、こういうことになっていたわけですが、3億

8,700万もの赤字があるという状況の中では、2億円留保金があるというふうにお聞きしたと思うんです。その関係はどうなるんですか。留保金というのは、この赤字とは全く別のお金のことなんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:31

再開 17:04

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○ 病院局事務長

先ほど申し上げましたが、内部留保の話がございました。これは、6ページを見ていただきたいんですが、今担当者の方と確認はいたしました。この財務諸表の中で、構築物とか建物、建物、構築物、機械備品というふうには、減価償却の累計額というふうになっておりますが、この中に積み上がったものが、先ほど補佐の方が申し上げました2億近いお金が、お金でございませぬけど、帳簿上の金額が積み上がっておるといふうなことでございます。

ですから、この帳簿上の金額と、先ほどの4,400万の半分、2,200万を相殺するというふうな形になろうかと思ひます。

以上でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

わからん者がわからん質問をするもので、なかなか混乱するんですけど、そこ辺またお互い勉強をすることに、お互いじゃなくてもいい、私が勉強することにいたします。

それで、先ほどいいますか、建設改良費、これがゼロというのが今年度の暫定予算の中には、建設改良費ゼロになっております。昨年は、先ほども言いましたように735万円が計上されておりました。これは今度、建設改良費、何もしないというような予定で計上をされなかつたんですか。この関係をちょっと出して下さい。

○ 病院局事務長補佐

昨年度は車両を購入するために予算として上げておりましたが、本年度は特別買うものがございませんので、金額として上げておりません。

○ 楡井委員

建設改良費ということですから、品物を買うだけじゃないと思うんです。それで、ましてや建物の補修とか、そういうふうなことにもいろいろ要請、要望が出ているんじゃないかと思うんです。にもかかわらずそういう計上の仕方、存置科目のような形で1,000円とか上げる方法もあると思うんですけども、全然これは上げていないんです、当初予算から含めて。これはどういうことですか。

○ 事務長補佐

予算書の21ページをごらんいただきたいんですが、一番上の段に修繕費として金額を上げておりますので、こちらの方で対応をしたいと思っております。

○ 楡井委員

この修繕費で、では、その建設改良費、これは、今度の場合は、この建設改良費というところで例の3点の品物を購入したわけです。今後のそういうふうな買い物はないということかとは思ひますが、そういう意味での建設改良費がないということで理解をしておきます。

先ほど言いましたように、累積では3億8,000万ぐらいの赤字になっているということについてもこれは確認ができました。ぜひそういう、この3億8,000万の赤字、この19年度は、これがまた、先ほど私危惧しましたように、患者さんが予定どおり来てくれるの

かどうかというやつがありますから大変なことだとは思いますが。

それで、それに加えて、先ほどの3点セットのこの機械が、これでお客さんがきちんと呼べるかどうかというのもあると思うんです。ですから、この点はしっかり、今度6月のときには本予算ということになると思いますから、そのときにまた討論をさせていただきたいというふうに思います。

質問は、以上で終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

済いません。先ほどの2億円の話なんですけど、ちょっとわかりませんでした。もう一遍説明していただけますか。

○ 病院局事務長

先ほど担当者の方で確認をとりました。これは例でございますけど、6ページをお願いしたいと思いますが、ここに有形固定資産ということで土地、建物、構築物、機械備品、それから車両というふうに、これ云々上がっておりますが、この中に減価償却累計額という数字がございます。償却部分がこの中に積み上がっております。これがまさに内部留保というふうな形になるというふうなことでございます。ですから、現金を伴っていない。台帳上だけの数字というふうなことでございます。

○ 江口委員

9ページに、ことしの3月31日付の予定の貸借対照表があるわけです。これと、6ページの貸借対照表、これは7月31日予定なんですけど、この有形固定資産の金額等も一緒なんですけど、この中には、さっきも言った4,400万の機械、あの分は入っているのかどうかと、それと、その2億という分は、これとこれとこれで2億というやつを指し示していただけますか。ちょっとわかんないです。

あともう1点、ごめんなさい。先ほどの質疑の中では聞いておりませんが、4,400万の予算が上がっております。これはもう既に執行済みなのかどうかと、そのときの金額、4,400万の予算で4,400万ちょうどじゃないと思いますので、その金額もあわせて教えてください。

○ 病院局事務長

申しわけございません。先ほど補佐が申しました2億という内容につきましては、まだ現在のところはちょっと把握できておりません。

それから、4,400万の執行の状況ということでございます。これは補佐の方から説明させます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:10

再 開 17:30

再開いたします。

「議案第40号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市立穎田病院事業会計暫定予算）」を継続審査にすることに御異議ありませんか。

（ 異議なし ）

御異議なしと認めます。議案第40号は継続審査といたします。

次に、「議案第44号 専決処分の承認について（飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案書の50ページから54ページに記載いたしております飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回の条例改正につきましては、本委員会が所管する関係課が3課ございます。まず、健康増進課にかかわるものについて説明させていただきます。54ページの新旧対象表をお願いいたします。

左が改正後でございます。下線を引いている部分が改正箇所でございます。表中の飯塚市老人医療適正化推進協議会という項目がございます。この項目につきましては、国のモデル事業といたしまして、平成16年から18年までの3カ年間事業といたしまして、旧庄内町において取り組まれてきた事業でございます。老人医療適正化推進事業、これを引き続き新飯塚市でも引き継いだものでございます。

この事業が18年度をもって終了いたしましたために、この事業にかかわります推進協議会、これを廃止するものでございます。担任する事務の部分につきましても廃止するものでございます。

以上でございます。

○ 社会・障がい者福祉課長

続きまして、飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正する条例中、飯塚市障害者自立支援協議会の廃止について御説明いたします。同じく議案書52ページから54ページをお開きをお願いいたします。

説明いたします。平成18年4月に障害者自立支援法が制定されておりますが、同法に基づきまして障がい者施策推進協議会をつくり、障がい者施策に関しまして調査審議をするようにして現在に至っております。

また、同時に自立支援協議会を設立し、障がい者の相談支援事業等に関して調査審議を調査審議をするようにしておりましたが、この障害者自立支援法につきましては4月に法が制定されておりますが、完全施行となります10月まで非常に流動的であったといった、そういった事情等がございまして、この自立支援協議会については設立をしておりませんでした。

19年度から、今ございますこの障がい者施策推進協議会に同計画の進行管理の役割を持たせていくということから、この障がい者施策推進協議会と、18年度に予定しておりました自立支援協議会も同じような委員構成であり、また、類似の役割を持つということから、この自立支援協議会を廃止するに至っております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

続きまして、飯塚市地域福祉推進協議会の設置について御説明いたします。

本協議会は、市長の諮問に応じまして地域福祉に関します総合的な施策の推進に関する事項や、地域福祉計画策定に関します事項、その他地域福祉に関して必要な事項について調査審議を行うものでございます。社会福祉を107条の規定に基づきまして、市町村は、市町村地域福祉計画を策定するといったことでございます。

この協議会の役割でございますが、本市の第1次総合計画、高齢者保険福祉計画及び介護保険事業計画、次世代育成支援対策行動計画、それから、障がい者福祉計画、そういったものの計画との連携及び整合性を図るといったものでございます。

なお、計画の年次といたしまして平成19年度を予定しております。

なお、この協議会には福祉関係機関、あるいはまた市民団体等、一応20名以内といった委員さんをもって構成するようにしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 保育課長

それでは、続きまして飯塚市公立保育所運営検討委員会の設置について補足説明をさせていただきます。

内容といたしましては、公立保育所の運営に関する重要な事項につきまして、平成19年度に飯塚市公立保育所運営検討委員会を設置して調査審議を行っていただくため設置するものでございます。

昨年設置されました飯塚市次世代育成施策検討推進委員会の専門部会で意見が出てきております。その関係をできるだけ早くするために検討委員会を設置するものでございます。

以上で、提案の説明の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 田中廣文委員

この飯塚市障がい者施策推進協議会と、この下にある飯塚市障害者自立支援協議会と一つにしてこちらにするということですね。これは障がい者の団体等がありますが、その辺とは打ち合わせはどうなっておりますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

御説明いたします。

一応十分協議をいたしております。

以上でございます。

○ 田中廣文委員

協議はいたしたけども、了解いただいておりますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

19年度でございますので、今からそういった形で進めていくわけでございますけども、一応今申し上げましたように、この協議会と、続きます同じく自立支援協議会、そういったそれぞれの役割がございますので、関係団体等の方にもそういった形で呼びかけをして、理解を得るようにしております。

以上でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

済いません。飯塚市地域福祉推進協議会について、先ほど地域福祉計画についての言及がありました。平成19年中に策定見込みで、各種団体、福祉関係団体等から約20名の構成という理解でよろしいですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

○ 江口委員

何回ぐらいの会議を予定されておりますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

一応スケジュールもございますけども、これにワークショップを設けまして、そういった形で進めていきたいというふうに考えておりますので、詳しいことにつきましては今後この協議会の中で十分協議を重ねていきながら、そういった会議開催等につきましても十分に計画をもって進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 江口委員

ごめんなさい。何回ワークショップをやりながらやっていきますよ、何回ぐらい、ごめんなさい。

○ 社会・障がい者福祉課長

一応今、ワークショップにつきましては大体3から5カ所程度で設置をして、また、50人

程度ということで、市報の今月号で一応23日までワークショップへの参加ということで公募を呼びかけております。

○ 江口委員

ワークショップはわかりました。本体の協議会自体の会議というのは、およそ何回ぐらいを予定しておりますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

これにつきましては、協議会の内容、あるいはまた、会議の進め方もございますので、委員さんと十分協議を進めていきながら19年度中に一応終わるような形で進めていきたいと思っておりますので、具体的に大体、今から申しますのは、大体、10回までいかないんですけども、そのくらいの予定では考えております。

○ 江口委員

これが1年でできれば、本当にそれはありがたいことかと思いますが、現実に地域福祉計画、さまざまな計画との整合性をとりながらという大変な作業になると思います。果たしてそれが一斉にできるかなと、ちょっと疑問を持っております。

済いません。運営方法についてお聞かせください。その20名について、そのうちの中に公募の委員が含まれるのかどうか、また、会議録、またそして、会議の傍聴等についてはどうなるのか、お聞かせください。

○ 社会・障がい者福祉課長

一応今現在考えておりますのは、公募につきましては一応2名というぐあいに考えております。なお、会議録等につきましては、委員各位とも十分協議をしていきながら、公開できるものにつきましては公開という形になろうかと思っております。

以上でございます。

○ 江口委員

基本的にその地域の福祉のまちづくりのことを考える会議をやるわけですから、基本的に最初から公開という前提の中で物事を進めていただきたいと思っております。あわせて会議録等についても早くつくってネットに上げるなり何なりという部分をあわせて検討してください。

次、公立保育所運営検討委員会について、同様に運営方法がどうなるのか。あわせて、先ほど次世代計画の中で出てきた意見を早くやりたいというお話がございました。その中で出てきた意見についてお聞かせください。

○ 保育課長

最初に、専門部会の方で意見がどういふのが出されたかという御質問でございますけども、3点ほど出てきております。一つが保育サービスの質と量の向上ということがまず第1点目でございます。

それと、2点目が施設の老朽化という問題がございます。これは、昭和40年から50年代にほとんどのところが、大体のところが建設されたと、そういうことは非常に古くなっていると、そういうことから今後の市全体の保育事業に即した配置が必要であるということから2点目でございます。

3点目が民間の活力を導入するということでございます。民間活力を視野に入れた柔軟性のある保育を展開する必要があるということの御意見が出ていたようでございます。

○ 江口委員

それでは、メンバー並びに運営方法についてお聞かせください。こちらの方の検討委員会のメンバー構成はどういった形になるのか、あわせて運営について会議の公開、そして会議録、そして公募委員の有無をお聞かせください。

○ 保育課長

委員の構成につきましては、委員5名で今のところ計画をしております。具体的名中身につ

きましては、学識経験を有する者が3名、それから、関係行政職員が1名、公募による者1名ということで現在のところ検討をしております。それから、任期は1年ということでございます。それから、内容については、基本的には公開ということで考えております。

○ 江口委員

学識経験者3名、正職員1名、公募1名、非常に関心があるところだと思うわけです。会議は公開と言われましたが、この形で本当に大丈夫かどうかちょっと不安に思うことがございます。ぜひその実行については人選について再度を検討をした上でやっていただきたい。あわせて、その会議の中で現実に、公聴会をやるのも一つでしょうし、今のところから意見聴取の仕組みを考えていただかないと、やったはいいけれど、現場と全然違うことになりかねません。その点について非常に注意が必要だと思っているんです。

実際に保育の現場におられる方々はここには入らないわけですね。ぜひ、そういったものをあわせて実施のときには検討をしていただきたいと思いますが、よろしいですか。あわせてその過程について委員会の方へぜひ報告をしていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○ 児童社会福祉部長

この検討委員会につきましては、先ほど課長が若干申しましたように、次世代育成推進委員会の中で専門部会を立ち上げて、保育所のあり方についての協議をしていただいております。それを基本的に尊重した中で今度、公立保育所の検討委員会設置の議案をお願いしておるところでございます。

そういったことで、当然、今後審議の節目を見ました段階で所管の厚生文教委員会の方には報告をしながら審議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第44号 専決処分の承認について（飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例）」について承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 専決処分の承認について（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第50号 専決処分の承認について（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）で、94ページから97ページに掲載いたしております。97ページの方をお願いしたいと思います。

今回の条例改正は、地方税法の一部の改正に伴いまして、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分をしたものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の医療分の賦課限度額が53万円から56万円というふうに地方税法施行例の中で改正されたものに伴いまして、本国保条例も改正するものでございます。

新旧対照表で説明いたします。第3条課税額、第2項及び第14条第1項中の「53万円」

を「56万円」と改正するものでございます。

なお、附則において施行期日を19年4月1日とし、附則の2では経過措置を規定いたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

今まで53万の頭打ちだったのが、今度は56万円まで、3万円引き上げられるという内容の改悪でしょうが、この範囲がどのくらいの世帯が関係してくるものか、わかれば教えてください。

それから、これは今説明のありましたように、地方税法の改正で53万が56万になったんだというようなことから、国の施策だから、自分とこじゃどうにもならないというようなことでしょうか、これを53万のまま置いておいたら、据え置いたら、何か国の方からペナルティーか何か来るのかどうか、このことについて、その2点答弁してください。

○ 健康増進課長

まず、影響の世帯ということでございますが、53万円から56万円に引き上げることであります影響世帯は約80世帯でございます。差し引きでございます。差し引いて83世帯がこの影響を受けるということでございます。

総世帯でいきますと、限度額改定後では720世帯、53万円の部分でございますと803世帯、この部分の差し引きが84世帯、いわゆる限度額の世帯が減ってきますという形になるわけでございます。

なお、ちなみにこの金額につきましては約2,000万ぐらいの増収になるというふうに試算いたしております。

それと、国からのペナルティーということでございますけれども、基本的に国保財政非常に厳しい状況の中で、国保税率の値上げ等を行っておるわけでございます。もちろん53万円の据え置きということは可能でございますけれども、基本的に健全な国保事業を運営するためには、この税改正にのっとりまして53万円を56万円に引き上げまして応分の負担をお願いするというふうな考えでございます。

○ 楡井委員

続けて数字上の問題をもう1点、53万円の今、限度額いっぱい負担されている世帯があると思いますが、それが720世帯でしたか、この720世帯のうちに未納の世帯がありますか。未納の世帯があれば、その世帯数と金額がわかれば教えてください。

○ 健康増進課長

具体的には、申しわけございませんけど、把握いたしておりません。

○ 楡井委員

それは後日明らかにしていただけますか。

○ 健康増進課長

後日精査したいと思います。わかった時点でお知らせしたいと思います。

○ 楡井委員

このことによつてなお一層滞納者、または滞納額がふえるということも考えられんことはないと思うんです。それで、これと同時に減免の方についての手当といいますか、これは何も考えられていないんですか。

○ 健康増進課長

減免については、減免の条例等に基づきました減免を行うわけでございまして、今回は上限の部分を引き上げたものでございますので、減免対象者ということにはならないかというふう

理解しております。

○ 楡井委員

それでは、今回はこの53万が56万になるということと同時に、先ほど審議しました25号でしたか、国保税の税率の改正などによる大幅な引き上げと、こういうことが重なりますので、また、定率減税の廃止によって所得がふえたというふうにみなされて、そしてこの税額がふえるという絡みなども出てきますので、そういうことも考えた上で、これを実施していく上で2割、5割、7割の減免制度なんかもあると思われまますので、しっかりそこ辺の数字をきちっと抑えた上で、本予算、これは本予算じゃないですけども、国保の本予算の中でも私しっかり審議をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今ちょっとまとめて先に言ってしまったような感じになりましたけど、このことと、それから、先ほどの税率の改正、改定によって市民の負担というのが一層またふえてくる可能性があります。そこからまた滞納の増加というようなことになる可能性としてはあると思うんです。そういう意味では、今回のこの引き上げについては、私としては賛成できない。

ペナルティーがないということでもありますから、かつて飯塚市は52万限度額に引き上げられたときに50万円で抑えて、国の示した方向に従わないといいますか、それを拒否して市民の暮らしを守ったということも経験としてはあるというふう聞いておりますので、ぜひそういうことも検討をされなければならなかったんじゃないかというふうに思ひますが、これも専決でやられているんでしょうか。

そういうこともありますから、ぜひ、市民の生活にかかわることはなるべく専決で押し切るというようなことのないようにしていただきたいなというふうに思ひます。

ちょっと蛇足になりましたけれども、以上、反対討論ということでお願ひします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第50号 専決処分の承認について（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 専決処分の承認について（旧伊藤伝右衛門邸条例）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 文化課長

議案第51号 専決処分の承認について（旧伊藤伝右衛門邸条例）について補足説明をいたします。議案書の100ページをお願いいたします。

この条例は近代和風建築の文化財を保護し広く市民に公開するため、旧伊藤伝右衛門邸を公の施設として設置するために提案するものでございます。

初めに、条例の名称になっております伊藤伝右衛門の文字について御説明いたします。この

伝右衛門という文字につきましては、戸籍上は「伝」の字がにんべんに「専」の字の難しい漢字で、「衛」につきましては片仮名のかぎのついた「エ」でございますが、新聞報道等一般的にこの伝右衛門邸が使用されていることから、条例による文字で制定することといたしました。

第1条は設置目的でございます。第2条はその位置を定めております。第3条は休館日を定めた規定で、国民の祝日に関する法律に規定された休日を除く毎週月曜日から水曜日まで及び年末年始の12月29日から1月3日までを休館日と定めております。

休館日につきましては、観光振興や来館者の立場からすれば休館日なしが最も望ましいものであると思っておりますが、平成19年度は国へ重要文化財の指定申請をする予定であり、詳細な部分についてまだ調査が必要となる可能性があるということ。

それから、庭園につきましても、当初は国指定の対象外とされておりましたが、文化庁の庭園の専門の調査官によりますと、庭園についても価値が高く、調査を十分に行うことによって指定の可能性があるということでもございましたので、文化課としてもさらに築造の経過等を調査する必要があるということ。

また、建物自体が明治30年代に築造されました木造和風建築の非常に繊細な建物であり、養生しながら良好な状態で維持管理をする必要があることなどから、月曜日から水曜日までの3日間を休館と規定したところでございます。

しかしながら、これまで平成18年7月、あるいは19年の2月に特別公開をいたしました。その状況を見ますと、観光資源としての評価も高く、市外からも多くの方々が来館されておりますので、4月28日の一般公開から5月31日までは休館日をとらず一般公開をしたいと考えております。6月からは条例で規定した休館日に休館したいというふうに考えております。

第4条は会館時間についてでございます。午前9時30分から午後5時までと定めております。

第5条は利用の制限について規定しております。

第6条は入館料を規定いたしております。次のページの別表にあるとおり、一般の方につきましては300円、小中学生は100円、団体は、20名以上の場合は1人当たり240円、小中学生は80円と定めております。この金額につきましては、近隣の同様の近代和風建築物のこの入館料等を調査をいたしまして、協議してこの金額に定めたところでございます。

第7条は入場料の不還付、第8条は入館料の減免、第9条は損害賠償の義務、第10条は、この条例の施行について必要な事項を規則で定める旨の委任について定めております。

そして、この条例の施行期日は、一般公開をいたします平成19年4月28日からといたしております。

以上、簡単ではございますが、旧伊藤伝右衛門邸条例の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 江口委員

済いません。この伊藤伝右衛門邸について、旧市のときからこの公開について種々議論してきたところであります。そのときの中で、ぜひ地元の方、また、いろんな市民の方々と意見交換をしながら運営方法を決めていただきたいというお話をしてきました。今回の条例提案になったわけですが、今回の運営方法の決定に至るまでどのような検討がなされたのかお聞かせください。

○ 文化課長

この条例を制定するに当たりまして、昨年、平成18年の10月ごろから市役所内部の検討組織である旧伊藤伝右衛門邸の利活用の検討委員会というものがございまして、そこで条例の素案を検討いたしまして、11月に旧伊藤伝右衛門邸を保存する会との会合の中でいわゆる休館

日であるとか料金であるとかというその市の考え方を示して、さらに地元幸袋の景観を守る会との会合でも同様に考え方を示して御説明し、そして意見を聞いたところでございます。

あと活用につきましていろいろ御意見が出ておりましたが、いずれにしても休館日、料金等につきましてさまざまな御意見をいただきまして、また、国の重用文化財への指定申請の重要性ということも御理解いただき、この休館日であるとか、入館料であるとかいう部分について御理解をいただいて、その後また11月の庁内の利活用検討委員会、そして、また11月に同検討委員会を行いまして、そしてまた、最終的には法制担当部局とも協議をして提案させていただいたものでございます。

○ 江口委員

運営方法についてなんですが、現実のこのオープンをして、その館の管理運営はどのような形になるのか、お聞かせいただけます。例えばガイドさんが何人ぐらい人がいて、こういった形でガイドをやるとか、そういった部分をお聞かせください。

○ 文化課長

この旧伊藤邸の管理につきましては、当分の間でございますが、旧伊藤邸に館長を1名、それから、臨時職員3名を置きまして、文化課の方で運営してまいります。当然この臨時職員の方には、この伊藤邸の説明が、いわゆる来館者があったときには説明ができるような形の指導育成もしてまいります。

それから、これはボランティアの関係ですが、これは商工観光課の方で、今、観光ボランティアガイドというものを募集しまして育成講座をするというところで、参加者の募集をしております。ここで飯塚市全体の観光ボランティアさんを育成するというところでございますので、当然伊藤邸の中でも活躍をしていただきたいという気持ちも持っておりますし、また、地元幸袋の町内会を回りまして、文化課の方で地元の方々にそのボランティア、環境美化のボランティアを含めて、それから、中のガイド、ボランティアガイドというものを募集をしております。

そしてあと、ヒウキというボランティアグループもございますので、そういったところにも声をかけて、より多くのボランティアガイドを育成していきたいというふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

館長1名、臨時の方が3名と言われました。これはフルタイムで1プラス3名の4名がずっといるというような形になるのでしょうか。それともある時間で区切ると、例えばこういった2人、2人、2人しかいないよとか、そこら辺はどうなりますか。

○ 文化課長

当分の間はフルタイム、8時半から5時まで、3人の方、それから館長には出勤していただくというようなことで考えております。

以上です。

○ 江口委員

そうしましたら、8時半から5時までの間、開館時間は9時半から5時までですので、そのどこの時間帯に行ってもその4人の方がおられるという理解でいいですか。あとあわせて、この方々は、その説明についてもしていただけるという形ですか。

○ 文化課長

当然説明についてもできるような形の指導育成をしていきたいと思っております。

○ 江口委員

あと観光ボランティアの話がありました。本来であるならば、これをスタートするときには、その方々の育成も終わって、どういった形でやるという分を終わって、もう準備できていますよという形が一番望ましかったと思うわけですが、それについては今から。

あと、保存する会と景観を守る会、この2団体とお話をされたという話がありました。この中に観光等についてのプロと呼べるような方々はおられるのでしょうか。

○ 文化課長

伊藤伝右衛門邸を保存する会、こちらの方にはJTBの関係者がおられます。

それから、先ほどの説明で漏れておりましたけども、商工会議所の方とも事前にお話をさしていただいて、こういった休館日、料金等、いわゆる条例の考え方についてもお話をさしていただいております。

○ 江口委員

それについても、多分今後まだまだ詰めていかななくてはならない部分があるかと思っております。しっかりとした議論をお願いいたします。

あわせて、商工観光課もごございますですね。商工観光課、今その名称でいいんですね。ここを含めた地域資源の売り方については、文化課がやるのか、それとも観光の方でやるのか、あわせてお聞かせください。その分を聞かせてください。

○ 文化課長

この伊藤伝右衛門邸の管理につきまして、いわゆる基本的な建物の管理、これにつきまして文化課の方でやっていきたいと思っております。

また、利活用につきましては、商工観光課が新設されておりますので、商工観光課が中心になって行っていくことになると思っておりますが、お互いに連携をとりながら観光資源として生かせるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 江口委員

あと、年間のこちらの方に伝右衛門邸にかかる費用、それとあと、来場者の予定数等についてお聞かせください。

○ 文化課長

19年度の通年の管理運営費につきましては、約1,500万程度見込んでおります。入場者につきましては約1万5,000人、そのうちいわゆる有料でおいでになる方ございますので、金額としましては、予算としましては約288万3,000円を通年で予定しております。暫定としましては約96万1,000円を計上いたしております。

○ 江口委員

ごめんなさい。ちょっと戻ります。観光ボランティアという話がありました。その方々は完全なボランティアという理解でいいですか。この1,500万の中になし、288万の中には、その方々に対する何がしかの部分とかは入っているのでしょうか。

○ 文化課長

この中には含まれておりません。

以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第51号 専決処分の承認について(旧伊藤伝右衛門邸条例)」について承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第52号 専決処分の承認について（飯塚市立へき地保育所条例を廃止する条例）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 保育課長

それでは、議案第52号の専決処分の承認についての補足説明を行います。議案書の102ページをお願いいたします。

内容につきましては、別添できょうの午前中ですか、配付しておりましたそれぞれの廃止条例を見ていただきたいんですけども、よろしく申し上げます。その2ページをお願いいたします。

5ページに位置図を添付しておりますが、へき地保育所の場所につきましては、県道飯塚大野城線の旧筑穂町地内、大野峠のふもとに位置します2つの集落を合せて約50戸ぐらいの非常に小さな地域で非常に高齢化が進んでいる地域でございます。

廃止の理由といたしましては、平成2年に旧筑穂町長と地元の大野、久保山両区長で取り交わしましたへき地保育所の存続に関する覚書で、保育所の措置児童が3人になった時点で地元と協議することとなっております。これを受けまして、平成19年度の入所見込み数が1名となることから、昨年10月から大野、久保山両区長を初め、地元住民と協議を重ねた結果、廃止についての了解を得ましたので、平成19年3月末日をもちまして条例の廃止を行うものでございます。

その他の事項につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、補足説明でございますけども、了解に当たりましては、地元の両区長それぞれ総会を開かれて了解をされているところでございます。

以上で、補足説明の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第52号 専決処分の承認について（飯塚市立へき地保育所条例を廃止する条例）」について承認することに御異議ありませんか。

（ 異議なし ）

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 専決処分の承認について（飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 児童育成課長

議案第53号 専決処分の承認について補足説明をいたします。議案書の105ページをお願いいたします。

内容につきましては、先ほど保育課長が申しました別添配付資料をもとに説明をさせていただきたいと思います。資料の2ページをお願いいたします。

まず、蓮台寺児童センターにつきましては、旧蓮台寺児童館が地域児童の増加に伴い狭隘になりましたことや、蓮台寺小学校から離れた場所にあり、以前から通学の安全性を懸念されており、地域住民から小学校敷地内への移設の建設を長年要望されていたなどの理由により、平成18年度県の補助事業として建設したものでございます。

なお、蓮台寺児童館は、主に鎮西保育所の施設として活用をすることとしております。

また、赤坂児童館につきましては、昭和51年3月に建設され、以来、地域児童に健全な遊びの場として活用をされておりましたが、庄内小学校横に中央児童館が建設され、児童クラブ事業も同施設で実施されるようになってから利用者が徐々に減少しております。

このたび赤坂児童館につきましては、地元の了解も得た上で廃止、転用策といたしまして障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター並びに障がい者相談支援事業施設として、保険福祉部社会障がい者福祉課の所管として本年4月から活用を行うものでございます。

以上の理由により、蓮台寺児童館並びに赤坂児童館を平成19年3月31日をもって廃止し、蓮台寺児童センターを平成19年4月1日に設置するものであります。

別表の名称を「蓮台寺児童館」から「蓮台寺児童センター」に、位置を「飯塚市大日寺593番地16」から「飯塚市蓮台寺75番」に改めるとともに、赤坂児童館については削除するものでございます。

なお、位置図を資料の6ページ、7ページに添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第53号 専決処分の承認について（飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例）」について承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 18：16

再 開 18：42

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、「議案第54号 専決処分の承認について（飯塚市同和地区保健対策特別助成条例を廃止する条例）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案書つづりその2の109ページから111ページまでに掲載いたしております。議案第54号 専決処分の承認について（飯塚市同和地区保健対策特別助成条例を廃止する条例）、補足説明をいたします。

今回の条例廃止につきましては、福岡県の100%補助によって行っておりました同和地区保健対策事業における短期1日人間ドックの検診事業が18年度をもって廃止され、一般対策老人保健事業等に移管されることとなったために関係条例の廃止を行うものでございます。

なお、附則におきましては、この条例は19年4月1日から施行するとしております。

以上で、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 田中廣文委員

ただこのことを、先ほど議会の中での副市長の説明の中に、「一般対策に」というような話があったようでございますが、その辺はどういうふうになっておりますか。

○ **健康増進課長**

一般対策に移行するということで、老人保健一般対策の老人保健事業におきまして、短期1日人間ドックと関連する事業、具体的には基本健康審査、それから各種がん検診、それから若年健康審査と結核検診、こういったものの検診事業において基本的に健康審査を実施していくというふうなことでございます。

○ **田中廣文委員**

この同和地区の事業と、その老人健康事業、そういうものの診療内容について、どのくらいの差があるのか教えていただきたい。

○ **健康増進課長**

具体的に検査項目でございますか。一検査項目につきましては、かなりの検査項目でございます。血清生化学検査……

○ **田中廣文委員**

何項目ぐらいあるか。

○ **健康増進課長**

項目ですか。一済いません。身長、体重、血圧とか、そういったものから血清生化学まで入れて約47項目ほど、今ざっと数えたところではございます。

基本健康審査、老人保健事業で行っております基本健康審査につきましては、25項目。

○ **田中廣文委員**

これは、同和地区の人たちの、言うなら健康が著しく阻害されておるということからできてきたんです。こういうふうな22項目少なくなるわけですが、それで満たすというふうにお考えでしょうか。

○ **健康増進課長**

基本健康審査、また、人間ドックと、そこにはかなりの、大きく違ってくるのは血液生化学検査といったものが大きく项目的には変わってきておるものでございます。それと、胸部エックス線、それから子宮がん云々というのが変わってきている部分でございます。

基本健康審査につきましては、根本的に人間ドックの部分と基本健康審査といった考え方、もちろんこの検査項目が違うということでもわかるように、予防といった部分での、お互いに予防は予防だと思ふんですけれども、基本的に、一般的にまずそういうふうな有病者の選出と申しますか、病気にかかる前の人たちの部分を幅広く基本健康審査の中では、まずそういう人たちを選び出して予防に結びつけていくというふうなことで具体的に実施されておると申します。今申されますこの短期1日人間ドックの部分については非常に大きな数多くの項目がございます。基本的には同じことだろうと思ふんですけれども、よりその辺の精密なものでは違いが出てくるというふうに理解しておるわけなんですけれども、今回の条例廃止の部分につきましては、先ほど申しましたように、補助事業等で実施いたしておりまして、非常に単費を持ち出さなくてできるという部分の市の財政上の問題等もございます。そういった意味合いもございまして、今回廃止さしていただいておりますので、その部分の御理解をお願いしたいと思います。

○ **田中廣文委員**

市の単費を持ち出さないということはどういうことでしょうか。私は、県費でやられるのは100%県費でやる。この老人保健でやるものについては、補助率はどういうふうになっていきますか。

○ **健康増進課長**

老人保健事業の部分につきましては、3分の1の補助、3分の1の単費で実施をいたしてお

ります。

○ 田中廣文委員

だから、どういう比率になっておるか。国と県と。

○ 健康増進課長

国が3分の1、県が3分の1で市が3分の1でございます。

○ 田中廣文委員

じゃあ、そういう考え方に立たれてやられるとするなら、市が3分の1は負担するという
ことでいいですか。

○ 健康増進課長

はい。老人保健事業については市が3分の1を負担しておるということで。

○ 田中廣文委員

いや、全く個人負担がないということでもいいですか。

○ 健康増進課長

失礼しました。老人保健事業の部分におきましても個人負担等はいただいておりません。ち
なみに基本健康審査では1,000円の個人負担をいただいております。

○ 田中廣文委員

今あなたが答弁の中に、3分の1が国でしょ。そして県が3分の1でしょ。市が3分の1で
しょ。そして、それで100%でしょ。だったら、個人負担ないでいいんじゃないですか。

○ 健康増進課長

失礼いたしました。個人負担の1,000円分を除いた部分になっていると思います。個人
負担の1,000円部分は外す形での積算という形になっていると思います。補助事業の申請
部分につきましては。

○ 田中廣文委員

ちょっとわかりにくいんですけど、3分の1ずつ出し合えば100%、それを100%とし
てとらえていかないかん、私はそういうふうに思うわけです。ですから、個人に実害のないよ
うにさせていただくこと、すべて。これが私は、国から県からそういうふうに割り当てされてお
るとするなら、当然そういうふうに行うようにさせていただくことが正しいんじゃないかとい
うふうに思います。

○ 健康増進課長

申しわけございません。基本健診に関しましての負担割合のことについて訂正して説明させ
ていただきます。

基本健診8,500円のいわゆる委託料、事業費というものがございます。この部分につ
きまして国は大体2,400円を自己負担として取りなさい、残りの部分についての補助分を補
助対象としますという形になっておりますけれども、市としては、その2,400円分を
1,000円、だから、8,500円の分から1,000円を自己負担として取っております。

基本的に県に補助申請する部分につきましては、8,500円から2,400円という国の考
え方のベースがありますので、それを差し引いた部分の補助という形になりますので、単純に
1万円の事業費の3分の1、3分の1というような形にはちょっと、計算上ではちょっとなっ
てこないかなというふうなことでございます。

○ 田中廣文委員

最初の説明では3分の1、3分の1、3分の1ということで、後でそういう2,000。

○ 健康増進課長

2,400円でございます。

○ 田中廣文委員

2,400円。2,400円の負担が要るということになると、なかなか受け入れられない人

たちがいると思うんです。その辺をやっぱり市がカバーしてやるというような考え方に立っていただきたいというふうに思うわけです。それは全体的にです。すべてこれを受けられる方々についてそういうふうにしていただけると、私は皆さんが理解できるんじゃないかというふうに思いますが、その辺は。

○ 健康増進課長

御指摘のとおり、今申しました2,400円の負担部分を1,000円に今、基本的に負担を下げているという形になっております。1,400円部分については、逆に言えば市として応分の負担を出しておるといふような形になっております。老人保健事業のほかの事業につきましても応分の自己負担部分をいただいております。

人間ドックにかかわります同じような検診を今後一般の老人保健事業でやっていただくわけでございます。その中では応分の負担をいただくわけでございます。この負担部分につきましても極力負担の少ないような形で今後検討したいというふうにも思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第54号 専決処分の承認について（飯塚市同和地区保健対策特別助成条例を廃止する条例）」について承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 18:58

再 開 19:53

執行部から発言の訂正の申し出がっておりますので、発言を許します。

○ 病院局事務長

先ほどの議案審議の中で、議案第13号でございます。この中で、過年度分損益留保資金を2億というふうに申し上げましたが、これを約1億3,000万というふうに訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○ 委員長

ただいまの発言訂正については御了承願います。

次に、「議案第40号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市立頼田病院事業会計暫定予算）」を議題といたします。

○ 江口委員

今、訂正がございました。その訂正にかかわる資料を、ございましたら配付要求したいと思います。委員長において取り計らいのほどよろしくをお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま江口委員からの要求があります資料は提出できますか。

○ 病院局事務長

提出できます。

○ 委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員からの要求がありました資料については、要求するこ

とに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

準備されていますので、事務局に配付させます。

質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今までいろいろ審議をしてきた状況があるんですけど、予算の立て方、それから、見込みのこの非常に大まかな状況があります。これらについてはもっと正確性を持たなきゃならんというふうに思いますし、これだけ長い間時間をとらざるを得ないような状況を生むということについては、やっぱり我々としてはこれをきちんと認めるわけにはいかんというふうに思います。

また詳しく本会議の方でもまた述べさせていただきますけれども、当面この議案については承認しかねるということで、反対の態度を表明させていただきたいと思います。よろしく。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第40号 専決処分の承認について（平成19年度飯塚市立潁田病院事業会計暫定予算）」についてを承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(閉 会) 19:55